

## 第17回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成12年12月22日(金)

午後1時30分から

場 所 ホテルアソシア静岡ターミナル 3階「駿府の間」

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 清水市長 宮城島 弘正

### 3 協 議

(1) 基本項目について(新市の名称、事務所の位置等)

(2) 新市建設計画について

(3) 部会設置について

(4) 法による特例項目について

(5) その他

### 4 閉 会

## 開会

事務局 大変お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。ただいまより第 17 回静岡市・清水市合併協議会を開催いたします。

なお本日の傍聴者は報道 16 社 32 人、市議会議員 28 人、一般傍聴 112 人、計 172 人となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長であります宮城島弘正清水市長よりごあいさつを申し上げます。

### 会長あいさつ

会長（宮城島弘正清水市長） 年末も押し迫りまして、大変慌ただしいお忙しい中ですが、委員の皆様方には御参会をいただき、まことにありがとうございます。

これまで 16 回にわたって合併協議を進め、きょうで 17 回目となるわけですが、前回までに基本項目について、合併の方式でありますとか、あるいは期日でありますとかについて、皆さんの合意をいただいて決めてきて、いよいよ名称でありますとか、事務所の位置、あるいは新市の建設計画など、市民の関心の高い項目の協議に入ってきているわけですが。前回同様、活発な御意見の交換をしていただきたいというふうに思う次第でございます。

また前回、積み残しとなっております部会設置につきましても、正副部会長の選任など、あるいは開催日の決定などを、本日の会議でもしできればそこまで進みたいというふうに思っています、委員各位の御協力をお願いする次第でございます。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは会議に入らせていただく前に、報道関係の方々には定位置へお戻り願いたいと思います。

本日の会議は委員 39 名中 39 名全員の出席をいただいております。規約第 10 条第 1 項の規定による委員の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しております。

会議に先立ちまして、委員の皆様にお願いがございます。御面倒でも前回同様、御意見をおっしゃる前に、お名前をぜひお願いしたいと思います。

本日の議事日程はお手元にお配りしてございます会議次第に従いまして進めてまいります。また議事進行は規約第 10 条第 2 項の規定に基づき、会長が議長となってしまうこととなっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

### 基本項目（新市の名称）の説明

議長 それでは協議に入ります前に、本日の協議事項を御確認願いたいと思います。

前回、合併する場合の仮の合併の期日が決まりましたので、継続協議となっております基本項目の新市の名称、事務所の位置、財産及び公の施設の取り扱い、新市の建設計画の作成、及び新市建設計画策定にかかわる部会設置と所属部会の決定、さらには法による特例項目についての協議までを、もし進められれば進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速協議に入りたいと思います。最初に、基本項目の1つであります新市の名称について、前回提出をお約束いたしました名称決定方法の考え方について、事務局の方からの案の説明を求めたいと思います。事務局、お願いいたします。

事務局 それでは新市の名称につきまして、御説明させていただきます。

さきの16回の合併協議会におきまして、対等合併を前提といたしまして、新たな名称を選ぶのか、あるいはまたどちらかの市名の1つを選択するのか。そういった新市名を決める場合にどのような方法によって決めていくのか、そしていつの時点で決めるのかということなどにつきまして、御意見を伺ってまいりました。

資料の1ページをご覧くださいと思います。この資料は、第16回協議会の資料と同一のものでございますが、次の2ページ、3ページにつきましては、前回の協議を基にいたしまして、今回事務局から新市の名称について、案として、たたき台を提示させていただいたものでございます。

まず、1つ目として、新市名の候補について、どのような方法で募るかにつきましては、公募方式で行ったらどうかという提案でございます。これは、前回の協議会におきまして、公募という御意見が多かったこと。そして、市民の合併問題に対する関心の喚起や、市民参加の推進を図ることができることなどの理由から、公募方式で新市の名称を募っていったらどうかということでございます。

次に、公募方式を前提とした場合に、その内容と方法についての提案でございます。まず、公募内容につきましては、当然でございますが、合併新市の名称を公募することでございます。そして、その方法につきましては、新市名を募る地域を、全国を対象とし、静岡両地域の知名度を上げ、新市のアイデンティティ確立を図るべく、新市都市像にふさわしい名称を募っていったらどうかということでございます。

次に、応募資格、方法につきましては、年齢、性別など特に制限を設けなくて、昨今のIT時代に対応し、電子メール、あるいはファックス、はがきにつきましても応募用はがき、官製はがきなど、その他、あらゆる手段を想定していったらどうかということでございます。

また、対象といたします名称につきましては、常用漢字、ひらがな及びカタカナにより表記されました読み書きが容易な名前、当然日本語であること。また、他の市町村名と同一名は避けること。そして知的所有権に接触しないこと、などのルールが必要になるのではないかと考えております。

また、現行の両市の名称は既に、両市の市民が十分承知している名称ですので、「静岡市」、「清水市」は公募対象から除外することを考えていったらどうかということでございます。

次に、公募の所要期間、募集期間でございますが、全国から広く一般からの応募を期待することや、例えば、各種イベント開催時にも市民に応募していただける機会を設けることなどを考えまして、概ね2カ月間、公募していったらどうかということでございます。

さらに、広報活動につきましても、当然のことでございますが、合併協議会独自の「合併協議会だより」、また「速報版」、両市の広報誌、本日も取材に来ていただいております各種報道機関の皆様の御協力を仰ぎながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

3ページになりますが、3の新市名の決定方法等についてと、4の協議のポイントにつきましては、本日、特に御協議していただきたいものでございます。

まず、新市名称の選考基準について協議していただきたいと思います。事務局からは、両市の地域性を表す名称、両市の地域性の特徴を表す名称、21世紀を展望するにふさわしい名称、その他を提示させていただきました。これ以外の見地からの基準もあるものと考えますので、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

また、選考委員会の設置及び報償費等の取り扱いでございます。これは、公募の場合、最終的な新市名の決定は協議会で行うものの、10名程度の選考委員会を設置いたしまして、新市名を絞り込むことの方が、効率的な協議に資するのではないかと考えられますので、提案させていただきました。また、応募された方々への報償費等の予算措置についての取り扱いも、御協議いただきたいと存じます。

次に、集計業務の委託でございますが、これは先例市の応募状況を参考にいたしますと、相当数多くの、万単位といいたしでしょうか、そういった応募につきまして、その集計や、あるいは分類作業など業務委託をいたしておりますので、当合併協議会におきましても必要な予算措置をいたしまして、これに対応してまいりたいと考えております。

次の4の協議のポイントでは、応募された上位数点の名称とともに、両市名を選考基準に入れるかどうかということでございます。また、公募の実施時期と決定時期についてでございます。2期協議スケジュールでは、平成12年度内に手続などを決定することになっておりますが、これらについてご協議いただきたいと思います。以上です。

#### 基本項目（新市の名称）の協議（1）

議長 ただいま事務局から名称決定についての試案が示されましたが、この新市の名称につきましては、市民にとりましても大変関心の高い項目であるというふうに思います。ただいまの説明の事務局案といたしまして、公募方式ということで提案がなされております。ほかに新市の名称についての御意見、御質問等がありましたら、発言をお願いしたいと思います。特に両市の現在の名称を募集対象とするかどうか。また選考対象とするかどうか等がポイントになろうかと思いますが、御意見をいただきたいと思います。

どうぞ、よろしく申し上げます。

金子昌義委員（清水市議会議員） 清水市の金子昌義でございます。新市の名称につきましては、去る11月13日の16回の合併協議会で、私は意見を申し上げます。

それをまとめて、ここでまた申し上げたいと思いますが、それは当然、我が「清水市」という名前が欲しいわけですが、やはり静岡市さんも「静岡市」というお話もありましょうから、少なくとも今回の合併は対等合併でございますので、両市の名前は外しま

して、除外いたしまして、心機一転全く新しい名前にされることがよろしいのではないかと、そのように提案をいたします。

議長 金子さんの意見がございましたが、そのほかの方、いかがでしょうか。

太田貴美子委員（清水市教育委員会委員） 清水の太田貴美子でございます。ただいまの金子さんの御意見に私も賛成でございまして、やはり静岡市の方は「静岡市」という名前を残したい。清水の方はやはり「清水」という名前はどうしても残したいというのは、これはもう住民感情として当然のことでございます。

しかし、もし合併するとするならば、名古屋圏と横浜との間の中部に中枢的な都市をつくる。しかも政令指定都市を目指して、これからしっかりと強固な都市をつくっていくという、そういう目的のためにこの合併があるとしたら、なおさらのこと、この両市の市民感情にこだわらずに、まず新しい名前を持って、そして同じ痛みを両市民が乗り越えて、初めて新しい市を構築していくんだという、そういう意識が喚起されるのではないかと思います。ですから、やはりこれは「静岡」「清水」という名前は思い切って捨てて、そして新しいことに向かっていくんだという、そういう決意をやはり必要ではないかと思えます。

やはり、今の名前についてもですが、公募ということは、事務局で示されたとおり、私も全国的にこの地域をアピールするというためにも、全国からの公募ということは大賛成でございます。

それで、この時期でございますが、時期はやはり余り早い時期にこの名前を決定することよりも、やはり新市建設計画を十分に市民に提示をしまして、全体像が見えてきたところで、その内容にふさわしい市名を募集するということ。ですから、やはり13年度の半ば過ぎあたりから公募ということがよろしいのではないかと思います。以上でございます。

青島廣幸委員（静岡商工会議所副会頭） 静岡の青島でございます。今お二方の御意見、それは1つの御意見として、もっともかと思えますけれども、私ども、一般公募するとき「静岡市」「清水市」の名前をそれに入れられないということは、これは当然賛成でございますけれども、やはり市民の中には、「静岡市」「清水市」という名前に非常に愛着を感じていらっしゃるのが普通じゃないかと。我々委員だけでもって、その名前は捨てるんだということを決めてしまっているのかなと。

やはり大勢集まった中を整理し、5つか6つの名前の候補を挙げて、それにやはり「静岡市」「清水市」という名前も入れて、そして検討対象にしていくと。必ずそれにすると、しないじゃなくて。そういうようなことがやはり市民感情としても、また一番公平なやり方ではないのかなと思っております。

それからもう1つ、名称の時期の問題でございますけれども、私はこれは今年度内に一応集計というんでしょうか、応募を締め切って、たとえおくれても来年度、つまり平成13年4月早々ぐらいには検討していくというスピードを上げませんか、結局何をしているの

かわからない。現在も少し審議がおくれぎみでございますので、やはり拙速を尊ぶわけじゃございませんけれども、それはやっぱり早く、1カ月延ばそうが、2カ月延ばそうが、応募してくる内容は、そう変わりはないんじゃないかと思っております。以上、意見を申し上げます。

片平博文委員（清水市議会議員） 清水市の片平でございます。ただいま青島委員からお話ございましたけれども、公募の段階で入れないとおっしゃいましたか、今。選考の段階では、やはり両市の思い入れが強いので入れたらどうかと、こういう御意見がございましたけれども、私とすれば、公募の段階で入れなければ、やはり選考の段階でも入れない方向で選考していくのが筋であろうと。

と申しますのも、やはり公募を全国的にしておきながら、両市の名前がその対象になっていないという状況の中で、選考だけ入れるとすれば、全国的に見ても、公募する方たちにとって、裏切り行為に当たると。新市ができる前から、新市の信頼性を失うという可能性も出てくるわけでありまして、ですから公募の段階で入れなければ、選考の段階でも入れないというのが、私は筋ではないかと。この信頼性を確保するためにも、ぜひともそうすべきであると、私は思う次第であります。

その次に、時期の問題については、私は期日の設定と同様に、これについては前回、鈴木委員さんが言われたように、新市の建設計画の市民への提示、全体像が見えたところで、ふさわしい市名を募集すればよいのではないかと、こういった御意見があったわけでございます。全く私も同感でございますして、判断材料も、イメージ的にも、市民にわからない内に新市の名称を決めるのはどうかと。ですから時期的にも、やはり太田委員が言われたように、ある程度そういった状況が判断できる段階になって、市民の意向調査に合わせて、この新市の名称を公募していったらどうかという考えであります。私の考えは以上でございます。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 静岡の剣持です。名称で、基本的には私は青島委員の意見に賛成するものであります。それはなぜかと言いますと、選考対象としては、どうしてもやはり入れるべきであろうと。今回、公募の中には入れないという趣旨は、「静岡」「清水」は大変ネーミングでもいい名前、全国的にも知れ渡っている。それが「静岡」「清水」の投票合戦になっていっては、やはりこれも非常に問題があるじゃないかという内容も含まれているのではないかなと、私は思っております。

したがって、これから大いに関心も高まり、いろんな形の名前が出てくるとは思いますが、その上で「静岡」「清水」の名前も、その選考委員の中で最終的に決めるときには、一応選考の対象には入れて御議論した方が、私はいいと思います。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） 静岡の鈴木です。私の名前が片平さんから出たものですから。私前回言ったのは、名称というのは、それほどこだわる話じゃなくて、一番最終的に決めてもおかしくないぐらいの問題だというふうに申し上げたので、名称の手続から言えば、清水市さんの事務局がつくっていただいた2カ月というのは、ちょっと短いか

なという気がします。ですから、今年度中ぐらいをめどに公募を終わるといいと思います。

それから、「静岡」「清水」を外すということについては、当然公募の場合は、「静岡」「清水」両市があるので、これは外していただいても結構だと思います。痛みを分かち合うだとかいうことじゃなくて、私はこういう議論をしていく中で、この協議会が両市に歴史の中で築かれた名前を、もう二度とここは使わないよということを決めちゃっていいのかという思いがします。

ですから、そういうことを決めずに公募をしていく中で、市民の中でいろんな議論が巻き起こってくるでしょうから、そういうことは残しておいて、最終的に検討委員会の中で、「静岡」「清水」は外そうと。この中でも、そんなにこだわっている方はないと思いますので、その過程を見ながらやっていったらいいなというふうに思います。

ですから、ここで両市の名前を検討委員会の中で選考の対象の名称とするかどうかということについては、そのときに名称の対象にすればいい。結論的に外せばいいということなら、外してもいいと思います。今ここで決めることはないというふうに思います。ちょっとわかりにくかったですか。よろしく。

岩ヶ谷至彦委員（静岡市議会議員） 静岡市議会の岩ヶ谷でございます。ただいまいろいろとる皆さんから御意見が出ております。私たちもそれぞれ会派を含めて、また市民の方々とも相談をしまいたところでございますけれども、公募につきましては、まずとりあえず日本全国ということですが、できれば日本人が外国に行っている方もありでしょうし、また自分の家族の中に、静岡合併で名前をつけるけれども、お父さん、どうなったのという関心を持たれる方もいるでしょうし、私はその部分ではできる限り幅広く、全世界から求めるといようなことで、メールがなければなしでよし。あればあったでもって、その方々の意見も反映させるという意味で、ひとつ大きな心でもってお願いをしたいというふうに思います。

それから、時期につきましては、ただいま 13 年の半ばごろという話がございますけれども、私も話が進んでいって、市民の方々が名称を含めて、やはりお互いに清水に在住の方々、静岡に在住の方々が、「静岡」と「清水」の名前を捨てがたいということは、当然あると思います。ですから、そうした部分では、私は最初は「静岡」「清水」を外して、それで公募の時期につきましては、13 年度の早い時期、協議をしている中でもって調整のとれた早い時期に進めていくのがよからうと。13 年の半ばといいますと、ほぼおおむね、そろそろ次の段階に行かなくてはならないというふうに、後が押し迫ってこようというふうに思われますので、私自身は 13 年度の早い時期がどうかというふうに思います。ですから、13 年の半ばでなくて早い時期です。

それからもう 1 つは、名称に今こだわって、皆さんそれぞれこういう方がいい、ああいう方がいいということになりましたけれども、私自身も「静岡」「清水」、この愛着には十分感じをしておりますので、くどいようでございますけれども、1 回この選考委員会、ま

たはそれぞれ検討委員会をつくるということですので、先ほどの鈴木委員のように、私も検討委員会の中で外すか外さないかを決めた方がよろしかろうというふうに思います。以上でございます。

風間重樹委員（清水市議会議員） 清水の風間です。まず、公募方式を採用することについては、私は賛成です。また、公募対象地域についても、全国公募とするべきだと思いますけれども、公募名称につきましては、「静岡市」も「清水市」も、当初削除するべきではないと思います。また公募の期間については、できるだけ長い期間で実施した方がいいと思います。

まず、公募の名称についてなんですけれども、大宮、与野、浦和のケース、また田無、保谷市のケースでも、公募の際には現在の市名を除外してないと思います。公募という以上は、現在の市名を含めました自由な立場から、広く意見を聞くべきとの判断があったからだと思いますけれども、ただその場合には、この先行の両市の場合と同様、応募された名称の得票数が選定の際の参考にとどめるということを前提にする必要があると思います。

きょう配られた資料の1ページの備考欄にも、田無と保谷の例があると思いますけれども、実際には公募から候補名の絞り込み、選定、それから市民意向調査、また投票結果を尊重した協議のステップという、こういう形を踏むのであれば、あえて最初から両市の愛着のある市名を削除するという、そういった市民にストレスをいらずにかけられる方法ではなくて、応募状況と選考過程の中で、両市の現在の名前を削除するかどうか、十分議論をして、説明をもって判断を下していても、決して遅くはないのではないかなというふうに思っています。

また、公募の期間なんですけれども、資料の方ではおおむね2カ月という形で書かれていますけれども、私はこの2カ月というものに説得力を全く感じていません。以前、この静岡合併問題が浮上して、なかなか市民の関心が薄い際に、名称を先にしたらどうかという意見があったと思います。私も実はこの意見に賛成で、公募の準備ができ次第、速やかに公募を開始し、できるだけ市民に関心を持っていただくと。ただし決定については、新市建設計画とか、すり合わせ項目とか、それが決定した時点でも遅くはないのではないかなと思っております。以上です。

## 基本項目（新市の名称）の協議（2）

望月厚司委員（清水市議会議員） それぞれいろんな意見が出てきたわけでありましてけれども、静岡の委員さんの中で、選考委員会で「静岡」「清水」を入れればよいというようなことがありますけれども、ぜひきょうはここで選考委員会の中に「静岡」と「清水」の名前を入れるかどうかということ、やはり決めるべきという考えを持っております。

これは当然第1期のグランドデザインをつくり、そして仮に合併したらどんなまちができるかということからスタートをし、そして第2期に入って対等合併だということが決まってきました。当然、静岡は47万、清水は24万という都市を持ち、それぞれ都市形成をしている中で、対等合併で何とかしていこうというときに、それぞれの名前は、47万な

りの重みがあり、24 万なら 24 万の重みがあって、歴史があり、そしてそれに対する思い入れというのは、静岡には負けない清水の気持ちもありますし、当然静岡も清水に負けない思い入れの気持ちがある。そういうときに、これをまとめ上げようとするときに、必ずやここでぶつかってしまうということがあります。

また、新しい新市グランドデザインの中では、東京と名古屋の間のやっぱり政令指定都市を目指して、飛躍的な発展をし、そして表裏一体融合していくんだというときには、新たな名前をやっぱり考えていく。そして、そこにみんなが融合していくというような精神で進むべきではないかなというように思っていますし、またちなみに、県名と、それから県庁所在地の名前が違うというのは、全国的にも 40%近いのが、県の名前と県庁所在地の市名の違いがあるという現実もありますし、そういう意味では、新たなまちをお互いにふさわしく、呼びやすい名前を選び合うということも、大変大事なことではないかな。そこに対等合併の精神の気持ちが盛り込まれているのではなかろうかなということがありますし、ぜひそんな意味ではきょうここで、これはもう捨てよう、お互いの名前は、そんな気持ちでこの合併協議会のきょうの中で決めていただければありがたいな。

そういう意味では、私は両市の名前はお互いに思い入れがあるけれども、これについてはもうないというような認識をしていただくということと、もう1つは、建設計画が大方の都市像というものが見えてきた中で、名前の公募をしたらいんじゃないかというようなことを御意見とさせていただきます。以上です。

村上達雄委員（清水商工会議所副会頭） 清水商工会議所の村上でございます。今から申し上げる結論というのは、私ども商工会議所の一応確認事項であるということとをまず申し上げて、結論から先に申しますと、期間の問題については、やはり平成 12 年度内に決めるというのが正しだろう。この問題を放置しておく、と、どんどんどん全体で審議がやっぱりおくれるであろうという点で、先ほどの静岡商工会議所の青島さんがおっしゃった御意見と、基本的に賛成でございます。

それから、名前の問題について、当初「静岡」「清水」を入れないということについても、これでよかろうというふうに思います。それでは、最終的な審議の対象にするかということについては、これもやはり「静岡」「清水」も省くという考え方を、一応商工会議所としては機関決定をいたしました。

ちょっとその理由を御説明いたしますが、実は今、望月委員さんがおっしゃったのと大変似ております。静岡の皆さんが私の意見をお聞きになると、あるいは御立腹かもしれませんが、ただ、ここはまことに申しわけないんですが、ちょっと短い時間で説明できるかどうかわかりませんが、虚心坦懐に聞いていただければというふうに思います。

およそ7、8年前に、松下政経塾を卒業なさいました嶋聡さんという人が、現在はこの人は愛知県選出の衆議院議員をやっておりますけれども、衆議院議員になる以前に、全国の都道府県の好感度テストというのを、彼が独自に行いました。そのときに静岡県というのは、非常に知名度が高くて、全国でも好感度を持っているという点では、大体7番目が

そこくらいに位置するという県でございました。

彼はその後、その調査の中で上位に挙がりましたが、兵庫県とか神奈川県なのでございますけれども、あるいは石川県とか、そういうところもそうございましたが、それでは例えば石川県でどこが、そうするとあなたは一番印象がありますか、強い印象を持っていますかという、ほとんどの方が金沢と答える。兵庫県の場合は、ほとんどの方が神戸と答え、神奈川県の場合は、ほとんどの人が横浜と答え、2番目に鎌倉と答えている。

静岡県の場合、それではどこがあなたは印象に残っていますかという、今申し上げた他県の場合は、大体50%くらいを第1位の都市が占めたにもかかわらず、静岡県の場合は、伊豆半島がいい、静岡がいい、清水がいい、浜松がいい、いや富士山周辺がいいね、御殿場がいいねというふうに、見事に票が分かれたという事実がございます。

私はこれが、先ほど望月さんがおっしゃった、県名と県庁所在地名が果たして一緒だと、その都市のアイデンティティというのが一体本当に確立できるのかという点について、大変疑問に思っています。といいますのは、広島県広島市と言っても、どうもぴんとこない。岡山県岡山市と言ってもぴんとこないけれども、石川県金沢市という、まちのイメージが非常にほうふつとわく。宮城県の仙台。

そういうような意味では、これはたまたまきのうの夜、テレビ朝日の放送でもございましたが、「清水」と「静岡」とどちらがいいですかというアンケートに対して、「静岡」と答えた方が大体6割くらい、「清水」と答えた方が4割くらい。つまりどちらの名前が印象に残っていますかというアンケートに対して、インタビュアーの質問に対して、6割くらいの方が「静岡」、4割くらいの方が「清水」と答えたのですが、そのときにお一人の方が言ったのは、県名としては「静岡」というのは有名だけれども、都市名としては「静岡」ってあんまり印象がないねと、「清水」の方が何か印象に残るねと言った方がいます。

私は、ですからこのところで、県名と都市名というのをむしろ変えるということが、新市の新しいイメージをつくるという意味では非常に重要なんじゃないか。いつまでも静岡県という名前におぶさっていると、県名として我々評価されているのか、市として評価されているのか、それがごっちゃになっていく。今からは、県の時代ではありません。都市の時代です。そういう意味で、都市が新しい創造的な名前を持つということが、恐らく必要なのではないか。

そういう意味で、私は清水の皆さんにも、清水という名前を捨てていただきたいが、同時に静岡の皆さんも、新しい名前をつける勇気をお持ちいただきたいというふうに思います。以上です。

石津耕三委員（静岡市議会議員） 静岡の石津でございます。今までの委員の皆さんの御意見を拝聴いたしまして、やはりいろんな意見がある、委員の中でいろんな意見がある。端的に申しまして、静岡のバックを持っている方の考え方、清水のバックグラウンドを持っているのが、大体同じような形で討論されているというふうに思っています。

私は今までの皆さんの意見の中では、風間委員の意見に非常に近いというふうに思って

おります。公募をすることと、選考、決定することとは違うんだということをまず理解していかないと、公募したものが決定していくというふうな形で考えると、まず公募のときに「清水」「静岡」の名前を入れるのか入れないかという話になってくるものですから、公募については公募、それから公募をもとにした選考、決定のいろんな過程があると思うものですから、そういった意味ではそれを分けて考えた方が、混乱しなくていいというふうに思っています。

風間委員が言われたように、資料の1ページの田無市と保谷市の例の中でも、公募からこの協議会で候補名を絞り込んで、複数の候補名を選定すると。公募は公募、候補名を選定するときに、例えば「静岡」「清水」を入れるなら入れる。それでその次の段階の投票方式、これ方式はいつでもいいんですけども、ここに市民の意向が少しでも入るような段取りをぜひつくっていただきたい。この市民の意向がやはり一番大事なものだということで、またこの協議会の中で協議して行って、決定していけばいいのではないかと、そういうふうに思っています。

本当に先ほどの村上委員のお話を聞いていても、いろんな意見があるということはやはり尊重して、そのいろんな意見を集約していくときに、みんなの意見を捨てて1つのものをつくっていくというのが、果たして正しいのかどうなのかということをもう一度考えてみる必要があるではないかと思っております。

金子委員 最初に発言させていただきましたので、もう一度発言をさせていただきたいと思えます。

最初に、静岡の委員さんの中にありましたけれども、名前はさほど問題でないというふうにおっしゃった方がいらっしゃいますけれども、私はそれは違うと思えます。名は体をあらわす、名前というのは、これは非常に大切なものだと思います。それなるがゆえに基本項目にちゃんとのって、こうして皆さんで慎重に議論をし、決めようとしておるわけがあります。それで、私は対等合併なるがゆえに、まず両市の名前は除外すべしと、こういうことを申し上げます。

と同時に、最近の事例を見ましても、合併された他市の例を見ましても、新しい名前になっているところが大半でございます。ほとんどと言ってもいいくらいになっておるわけでございます。というのは、やっぱり静岡市さん、清水市が一緒になることによって、とにかく新しいものを生み出そうと。いわゆる躍動する都市にしようという意気込みがそこにあられているものと、私は理解をいたします。

そういう意味で、それは確かに残念でならない面がありますけれども、「静岡市」も「清水市」も、いわゆる公募名称、あるいは選考対象名称から外して、本当に心機一転、すばらしい名前をつけるべきと、そのように思います。再度申し上げます。

鈴木委員 私が先ほど名称にそれほどこだわらないと言ったのは、名前は何でもいいよという意味で言ったんじゃないで、名前が決まらなければ先に進めないということでは困るよと。ですから、これは先送りすることになっても仕方がないけれども、しかし今こ

で協議されているのは、選考の段階で外すのか外さないのか、最後にどうするのかという議論がある。で、村上さんはその勇気を持ってと言われましたけれども、私どもその勇気は持っています。

しかし、選考して行く段階で、今ここで最終的に入れないよということを決めて選考するのがいいのか。私は選考の段階で、いい名称が出てきたよということになれば、当然ここでみんなで決めるわけですから、「静岡市」にしましょうと言っているわけでもなければ、「清水市」にしましょうと言っているわけじゃないんですよ。ただ、その過程の中で、今ここでそのことを排除して、歴史ある名前を捨てて、新しいものがどういうものが出てくるかわからない段階で決めることはないでしょうという意味で申し上げているわけですので、誤解がないようにひとつお願いしたい。

井上恒弥委員（静岡市議会議員） 静岡の井上です。いろいろの御意見が今出ております。ということは、清水市民、静岡市民も多分いろいろな意見が出てくるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、今ここで、39名で入れる入れないという議論がいろいろございますが、風間委員でしたか、先ほどのお話のように、いっそのこと全くフリーにして、好きなように皆さんに公募していただいて、その中で、決して一番多いところが新市の名前だよというじゃないように、どれがいいのかということで、委員の皆さんでもんでいただく、それの方が公平のように思えてきました。

ここへ来る前はもう少し違った考えがあったんですが、余りにも考えが皆さん違うものですから、そうじゃないと多分まとまらないじゃないかなという感じがしまして、いっそのことフリーに好きなようにお名前書いたらいかがでしょうか。それが1点。

それから時期につきましては、やっぱりそういう意味でもいろいろ言われる中で、どうしても市民にまだ関心が薄いというようなお話をいろいろなところで、いろいろな方が言われております。その解決の意味でも、この公募というのは、宮城島会長が前からおっしゃっていたとおり、言っておりますので、これは12年度中に公募が終了して、13年度の新事務体制の中で、どのように選んでいくかというように決めたらいかがかと、私は考えております。以上です。

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水市議会の西ヶ谷です。私は公募方式で募りまして、そして選定委員会をつくって決めるというようなことについては、同意をしかねます。

なぜかといいますと、これは繰り返し皆さんも言われていることなんですが、3月23日に第2期へ入ってきた経緯については、風間さんも言われておりますように、市民の中で、合併をするのは両市の市民ですから、その皆さん方の意向なり、同時に関心が、この合併問題でどれだけ高まるかというようなことで、1期の段階ではまだ鮮明ではありませんので、2期に入るべきだという人たちが圧倒的に多かったというふうに思います。

この新市の名前問題は、先ほどから繰り返し言われておりましたように、私も独自で聞

いてみましたら、清水市民の中では、当然「清水」にすべきだと。同時に新富町あたりは両方名前があるわけでありますので、この新富町という名前は消せないよ、こういう話が当然出てくるわけですね。静岡の方でも聞いてみますと、圧倒的に「静岡市」にすべきだ、こういうふうな反応が市民の皆さん方の意向として出ているわけでありますので、私はこの際、この問題で市民の皆さん方の合併についての問題と、この新市の名前や役所の位置という問題については、ここまできているわけですから、十分市民の皆さん方の意向を聞くと、こういう場づくりを当然すべきだというふうに考えております。

そういう点では、公聴会なり説明会なり開いて、今の段階で意向を聞くというようなことを私はやるべきだというふうに思うんですね。39人という人数で、そこで決定していく問題ではないというふうに私は思いますし、当然公募でやるということになれば、事前のそういう取り組みが基礎にあってやるべきだというふうに私は考えるわけですが、そういう議論で、ぜひ一層議論をお願いしたいというふうに思います。

### 基本項目（新市の名称）の協議（3）

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） 清水地域労福協の吉岡です。皆さんのところに、私たちの組織でまとめました勤労者から見た静岡合併に対する意見集という、こういう資料をおつけしていると思いますけれども、実はこれは11月の中旬から約1カ月かけて、この清水にあります労働組合団体17の団体の協力を得て集めたものです。

これに先立つことしの5月に、組織の中の4,700人の方々からアンケートをとりまして、関心度だとか、あるいはその賛否についてアンケートをとった結果は、以前にもお話をしましたけれども、その中ではよくわからないというのが非常に多いと。

そして、それを判断がつけられるように、私は委員としてここに出席させていただいて、材料を提供して、そしてその判断を求めていこうという、こういう形で、こういうスタンスで出席をさせてもらっているわけですがけれども、今回はさらに一步踏み込みまして、それぞれなぜ賛成なのか、なぜ反対なのか、なぜ不明なのか、あるいは率直な質問があったら寄せてくれと、こういうことで、とりあえず12月18日現在の皆さんの意見をここに羅列をしてあります。

重複するものは省いてありますけれども、そういう中で、皆さんから具体的に話を聞きながら思ったわけですがけれども、お話をしていると、一番根源的な根本的なところが、よくわからないという、市民あるいは勤労者の意見があるわけです。それはなぜかということ、この中にもありますけれども、なぜ合併を目指すのかがよくわからないという、そもそもそのところから発しているわけです。

私は1期参加しておりませんが、先輩の皆さんにお聞きをいたしました。清水市がこれから地方分権が進んでいく中で、その受け皿となり切れないような都市だから合併するのか。あるいは衰退していくから合併するのか。そういうことではない。ではなぜ合併を進めようという検討が始まったのかということ、飛躍的な都市の発展を目指すという、こういう観点から合併論議が始まったと、こういうふうにお聞きをしたわけです。そうし

ますと、飛躍的な都市をつくるということになりますと、私はその絵をきちんと掲げて、市民の皆さんに提示をしていかなきゃいけない。

そうしますと、今名前のお話があるわけですが、この中にもありますけれども、静岡市民もいるわけですが、静岡市民は「静岡」という名前が残るんだったらいいよと、こういう意見がありますし、清水の人は「清水」という名前がなくなるんだったら私は反対だと、こういう意見があります。そういうふうなものを考えてみますと、私は新しい都市をつくるという意味合いでは、さっき村上さんもお話をしておりましてけれども、両市が名前を捨てて、そして全く新しい名前のもとに、新しい都市をつくっていくという、こういう作り方が一番望ましいのではないかなというふうに思うわけです。

そういう意味合いで、私は実は清水の委員なんですけれども、住所は静岡市で、何かコウモリみたいに言われているわけですが、全国へ出張に行くと、あなたどこから来ましたかと聞かれたときに、私は清水市というふうに答えるんです。それはなぜかということ、清水市という話を出しますと、ああ、あの次郎長の清水ですか、エスパルスの清水ですかと、こう話がつながっていくわけで、静岡市ですと答えると、ああ富士山がきれいな静岡市ですかと、魚がきれいな静岡市ですかと、ちょっとぼけてしまうものですから、私は清水市という名前をあえて使わせてもらっているわけです。

勤め先が清水市ですから、決してうそではございませんので、そういう意味合いでは、全国に行ったときにどちらを使うかということ、やっぱり清水市の方が通りがいいなど。この名前を捨てるのは惜しいなという気持ちもあるわけですが、しかし新しい都市をつくるという意味合いでは、やはり私はこの名前を捨てて、1つの新しい名前を皆さんに提示したときに、ああ、こういうまちだったら名前を捨ててもよしとするかというふうにつくり上げていく、それが私の今の責務ではないかというふうに思っておりますので、皆さんに御理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

岩ヶ谷委員 2回目で申しわけありません。皆さんの御意見を聞かせていただいて、合併をすることに対して異論があるということでもって、公募はいいですよと。合併に対しての公募についてはいいですよという話が、どうやら大方まとまっているように思います。

あと、その中に「静岡」「清水」を入れるのか入れないのかというのが、1つ問題であるでしょうし、あとは先ほども話になったように、検討委員会をつくるかつくらないかというようなことも、10人程度という話がありましたけれども、私はこの今の段階では、まず1つの段階を乗り越えたということで、公募をするということでもって、まず合意をさせていただいて、それでスタートしていく。

それでスタートした後、時期については、私も先ほどちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、12年度の来年、公募を始めていきながら市民に徹底し、そしてまたその中ではタウンミーティングも開かれるでしょうし、そうした部分で13年度の早い時期に名前を皆さんから公募をしていただいたものを吸い上げると。そしてその中で、さっきから論議になっています「静岡」「清水」をどうするんだという話ですから、その検討委員

会の前ですばらしいものが出てきたら、それにすればいいし、もしそれでもなおかつ「静岡」「清水」も検討委員会の中で入れましょうよという話になれば、それも入れていただいたらいかかと。

実をいいますと、私自身は皆さん、静岡の市民の方々から、「静岡」の名前は消さないでねというふうに言われております。清水の方々も同じように、「清水」の名前というのは残したいねと、こういうふうに言われていると思うんですね。ただ、やっぱりこの席上でもって、自分たちのエゴだけを求めている、これはやむを得ないことなんですね。難しいことなんです。ですから、どなたかが言いましたように、初めから「静岡」「清水」を抜くというなら、この場でもって抜くという方向でいっていただいても、私たちはそのくらいの勇氣はもっています。いいです。

ただ、そのかわり、公募をするしないのことでもって論議をすると、ずうっといつまでも進んでしまいますので、ここでは会長の方の決裁でもって、公募はどうしましょうかということで、公募するならするで、それでもって、あとは期日の問題についてどうしましょうかということを決めていただいたら、第2段階の次へ進めると思います。いかがでございますでしょうか。以上でございます。

松浦徳久委員（静岡市社会福祉協議会会長） お話を聞いていて、両方の市民が、このきょうの会で両方の名前を選考対象から外すということが新聞なんかで報道されたら、みんな市民はどういうふうに思うかなという感じがしております。

それで、きょう皆さんのお話聞いていると、公募していると、特に清水の方たちの御意見で、すばらしい名前で、「静岡」「清水」なんていうけちな名前なんか、とても追いつかないような、いい名前が出てくるという前提でいるようなふうにならなっていますが、本当にそんなすばらしい名前が出てくるかどうか、これわかりませんよね。そのときにきょうの話で、いきなり「静岡」「清水」はもう対象から外しちゃうんだよというのは、ちょっと早過ぎるんじゃないか。そんなにあわてなくてもいいんじゃないか。

公募するということはやっていただいて、それでその間に、恐らく両市の市民から、そういうことになれば、きょう恐らくこういう議論が出たよという、両方外せという議論が出たら、恐らくかなり新聞なんかにも市民からたくさんの方が投書欄なんかに出てくるんじゃないかと思えます。

その段階を経て、実際の選考の委員会で、公募が終わった段階で、やはり「静岡」「清水」は、ほかにこんなすばらしいのが出てきたんだから、この名前をつけて、こっちをとろうよという、そのくらいの段階を踏んでもいいんじゃないかと思うんですが、どんなものでしょうか。いきなり、きょうは両方はもうそこへ入れないよという結論を持っていくには、ちょっと早過ぎるような感じがいたします。公募をすることには賛成でございます。

それから、もう1つ私感じているんですが、公募して、全然新しい名前が出たというのに、例えば丹波篠山の篠山は、もう有名な名前ですから、篠山市でそのまますんなり決まったようですが、西東京なんていうのは、あの合併した両市の名前は、つい最近市になっ

たというようなところで、それがまた2つになって、西東京という名前で、東京の名前をあとにかぶせた方がいいよということでとったんだと思いますが、静岡や清水みたいに長い間の歴史を持っているところの場合とは、かなり違いますので、その辺のところを、両市の名前をばっさりこの場で選考対象から外すという結論は、やはりもう少し市民の反応を見てから決めても、決して遅くはないと私は思っております。

青木一男委員（清水市議会議員） 清水市側委員の青木でございます。新市の名称については、ポイントが一点に絞られてきたんじゃないかなと思います。清水市側の委員の皆さんの御意見を拝聴していますと、ほとんどの方が新市の名称については、公募段階においても、「清水」「静岡」という名前は外しておいた方がいいと。静岡市側の委員の皆さんは、もっと広く考えた中で、公募の中にも「静岡」「清水」というのは歴史からとらえたとおりでもありますし、残した中で公平な目でやっていった方がいいんじゃないかと、そんな御意見が分かっているような感じがいたします。これはどこまでも突き詰めていっても変わらないと思います。

この合併協議会に課せられた課題というのは、合併を大前提にして名称も決めていこうということがありますから、最終的には議会で決めるとしても、名称はやっぱり公募でいこうという形になりましたら、一番現実味を帯びた名称が決まる方式というのは、一体何であるかというのを大事にしなければいけないと思うんですよ。清水市側の委員は、ほとんど私は一致していると思うんですけども、新市の名称で公募しますと、結果的に出てくるのは数字なんですよ。

さいたま市が新しく新市を誕生させるということで進んでおりますけれども、ああいった方式を見てみますと、やはり公募をしても、現実には浦和とか大宮とか与野市とか、そういったところの皆さんがほとんど公募対象になっています。8割以上ですね。そうしますと、この静岡と清水が合併するという前提に立って、こうした名称を募ったとしても、ここも私は御多分に漏れず、静岡市民と清水市民が一番公募対象になるうかと思えます。県内でももちろんあろうかと思えますけれども、形の上では全国対象といっても、それほど関心は示さないんじゃないかなと、私は現実的に感じております。

そうしたときに、やっぱり合併を大前提に名称を決めていこうということになりますと、その辺をよく考えた上で進まなければいけないなと思うわけです。私も清水市民ですから、「清水」という名前に愛着は、人よりも、だれよりも強い方です。居酒屋で酒を酌み交わしても、そういった話はいまだに出てきます。ただ、この合併協が進んでいく中で、ちょっと変わってきたなというのは、基本項目を議論していく中で、対等合併とか期日が決まってくると、ちまた談義ではないんですけども、新市になるということは、やっぱり新しい名前が生み出されるんだねというような声が、かなり聞こえてくるような進み方を私はしているように今感じております。

そんなことで、時間も限られた中ですから、余り言えないんですけども、どうか静岡市側の皆さんには、新しい新市を誕生させる大前提に立って、合併を大前提ということの

もとに、現実味を帯びた方式をとっていただきたいなと私は思います。これは私個人の意見だけではなくて、清水市の自民党会派の一致した意見でございます。何とか公募イコール選考委員会もそうでございますけれども、合併を大前提にした上で、「清水」「静岡」という名前は、この場で外すことを決定していただきたいように思います。よろしく願いたいと思います。

#### 基本項目（新市の名称）の協議（４）

議長 大分皆さん方から御意見をいただいておりますが、ぼちぼち整理をしていかなきゃいけないな。

西ケ谷委員 清水の西ケ谷です。私はもう少し、私がこういうことを言うのはおかしいんですが、素直になって議論する必要があると思うですよ。

それはなぜかといいますと、この名前の問題というのは、静岡市の場合もそうですが、100年かかって、今つくり上げてきているわけですよ。清水もそうなんです。ですから全国的にその知名度なり、名前が影響を与えるというのは、そういう歴史のもとでつくり上げられてきているから、そうなんです。

ですから、私は簡単に公募と言いますけれども、先ほど静岡の方から言われておりますように、あの西東京市というのは、千葉県の方が応募した名前のようです。西東京市になって、東京という名前がつくものですから、今、東京との調整が出てきている。しかも最近の新聞を見ますと、2つに割れまして、前市長が争うと、こうなってきた、市長選挙になっているわけですね。ですから、合併問題で一番大事な点は、両市の市民が行くのか行かないのか、合併するのかどうかという問題なんです。

ですから、その名前をつけるというのは、公募の問題でなくて、両市の市民がすり合わせをして、本当に納得できる名前に決められるかどうか、私はポイントだというふうに思うんです。ですから、簡単に公募によって決めるという議論は、大方そうだからということを行っていますけれども、私はそれは同意できないというようなことを申し上げておきたいというふうに思います。

なぜかという、街へ出て聞いてみてください。圧倒的にはまだ、ここは仮でやっていますけれども、そういう議論なんです。ですからそういう点では、先ほど言ったような点で、私はあくまでも住民の皆さんの意向に立脚するという点で、名前も長い時間かけて、もし仮であっても調整し合うということが大事だというふうに思っております。

議長 いろいろ御意見をいただきましたけれども、市民が最も関心が多い問題、この決め方いかんによっては、合併の可否にも及ぶというふうに言っても過言ではないと思います。そういった上で、皆さんからいろいろ御意見をいただいているわけですが、西ケ谷委員さんはちょっと違うような感じがしましたけれども、他の委員さん全体は、公募方式ということについてのお考えが強いように感じました。そういう意味では、公募方式をひとつ原則としていこうということについての確認はできるのではないかと。

それからもう1つは、時期についてということと、それから両市の名前をどうするかと

ということがありまして、これについても公募段階では、これは入れなくてもいいであろうというふうなことが、大体の合意であるというふうに思います。

最終選考とか、決定段階で、これを入れないと決めてしまうことについては、まだ議論が相当皆さんに食い違いがあるように思います。この辺を決めないと、逆に言うと、公募するときに入れなくて、後から入れるということになると、公募とは一体何だというふうなことにもなりかねません。公募する人たちに対して。

そういった意味では、これ入れるか入れないかということについては、ある程度やっぱり考え方をしっかり整理をして、公募に臨むということでない、なかなか公募はできにくいのかなというふうに思います。後でもいいではないかということは、確かにありますが、やっぱりその公募をするということで公募して、公募した内容をとらなかつた、後でこっちで決めちゃったという話になるのでは、ちょっとやっぱりこれは少し問題があるような気がします。

それから時期ということについても、今のお話を聞いていると、年度内と言う方もいらっしゃるし、もう少し新市の建設計画が見えてきてからとか、公募は今期、あるいは決定は来期というふうな、そんなようなお話もいろいろございました。これらはもう少し議論が必要かなというふうに思います。

したがって、公募方式を原則とするということだけは確認をいただくと。それは一応確認をいただくと。

あともう少し時期と、「静岡」「清水」の名前をどう取り扱うかということについて、継続協議ということでさせていただいて、次に少し進んでみようと思いたいますが、よろしいでしょうか。こればっかやっていると。

それでは、そんなことを前提にして、もう少しいろいろ皆さんも、皆さん方御自身、あるいはそれぞれ出身団体とかいろんなことがありますから、市民の人たちの意見も聞きながら、次回の協議にさせていただきたいと、このように思います。

それから次に、継続協議となっております基本項目の事務所の位置について、協議を少ししていただきたいと思いたいます。

公募をするということですね。公募で決めようということは確認をするということです。

石津委員 あとの名称決定のところ、いろんな決定までの過程の中で、私の方で言いました、例えば投票方式なり、市民の意向調査等も含めて考えたらどうかということ先ほど言わせていただきました。

3ページの方に、新市名の決定方法等についてということで、先ほど事務局の方から、きょうはこういうことも検討していただきたいというお話があったと思うんですよ。この辺は一体どうなったのかということと、先ほどから、選考委員会をもうつくるような話で、各委員さんが話していますけれども、選考委員会の設置等につきましても、これはまだ決定されていないわけですよ。だからこういったものも含めて継続ということですか。

議長 そうです。

石津委員 わかりました。

議長 まだここまで行かないね。公募をするということについては、大体皆さん確認がされたように思いますけれども、佐野さんは違う意見。はい、どうぞ。

佐野慶子委員（静岡市議会議員）あんまり長く議論をしませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思うのです。

せっかく事務局から出していただいた案なのではありますけれども、やはり 47 万といいましても、国勢調査の結果では 47 万を切りましたし、清水市さんも 24 万といっても、24 万を切りましたけれども、いずれにしましても、先例市の選考方法、新市名称の決定の選考方法を使うには、余りにも地理的にも、歴史的にも、伝統的なことを考えましても、大きな規模の都市なので、実際には公募が最良の方法、新市の名称を決定するとき、公募あるいは選考ということを組み合わせる、これも含めて、最良の方法かどうかということについては、多分いろんな角度から御意見が出て、なかなかとらえどころのない議論になったのではないかと思うんです。

ですから、議長がまとめたい気持ちはよくわかりますけれども、いずれにいたしましても、細部についての協議によっては、これは公募方式を含めて、あるいは公募という概念が、皆さんの中でも大分開きがあるわけですから、実際にはこの 2 市の名称を決めるという点でも、私たち両市が抱える合併の重さということに、やはり一番この難儀さというのは起因しているのではないかというふうに思います。

時期の問題が、多くの委員の皆さんから、おくらせた方がよろしいのではないか、もう少し全容がわかった方がいいのではないか。その方が名称を決めるときにも、非常に議論をしやすいという意見もたくさんありましたので、ほかのこの内容を後の協議というふうにお決めになるのでしたら、この公募の問題についても、そのままもう一度協議をするというふうに、私はされた方がよろしいのではないかというふうに思うんです。

いずれにしましても、清水らしさとか、あるいは清水市として誇りを持ってとか、あるいは我が市もそうです。静岡市として、あるいは静岡市の行政として、こういうことを長い間、私どもも市民も、誇りと責任を持って暮らしてきたわけですから、急に名称というところで、そこをぼんと相手に捨てさせることも非常に厳しい問題だし、我が市も捨てることも厳しい問題というのを抱えながらの議論ですから、恐いですね。

あと、中味についてだけ議論を残しましょうというのじゃなくて、含めて、やはり形式が変わることも十分あり得る。あるいはもっと、この巨大な市同士の合併の場合に、新市の名称を決めるよい方法も見つかるのかもしれないので、その含みを持たせて、協議を持ち越していただきたいと、こんなふうに思います。

議長 佐野委員さんの御意見がありました。先ほど来の御議論の中で、皆さん方大方の人たちの御意見は、公募方式ということを一応確認されるような感じがいたしますので、その点だけは、一応もう公募方式を原則としていくような考え方は、確認をさせていただいておきたいと思います。

両市の名前をどういうふうに取り扱うかということについては、ここらはもう少し引き続いて議論をして、そして公募の方に進んでいくということにしていきたいと、このように思います。

それで、引き続き継続協議となっております基本項目の事務所の位置について、協議をお願いしたいと思います。

それではまず事務局から、このことについてお願いいたします。（「休憩を」）

それでは若干休憩時間をとらせていただきます。10分程度お願いします。

#### 基本項目（事務所の位置）の説明

議長 それでは休憩前に引き続いて、協議を再開したいと思います。

先ほど申し上げましたが、事務所の位置について、御協議をお願いしたいと思います。

事務局からこの件について説明を、まずお願いしたいと思います。

事務局 事務所の位置につきましては、協議資料の4ページをご覧くださいと思います。

さきの第16回合併協議会に引き続き協議していただくわけでございます。これは新市グランドデザインでは、将来的に東静岡地区に立地することになっておりますが、仮の合併期日が決まったことから、より具体的な協議を行っていただき、位置を決定していただくというものでございます。以上です。

議長 この事務所の位置につきましては、東静岡に立地をするという意見ですとか、将来的には東静岡に立地するものの、当面は静岡の市役所でいいではないかというふうな意見が、前回ございました。それらの意見を受けまして、どのようにするか、御協議を皆さん方をお願いをしたいと思います。どうぞ、御発言をお願いします。

#### 基本項目（事務所の位置）の協議（1）

太田委員 太田貴美子でございます。前回も私はちょっと意見を述べさせていただきましたが、私ども第1期でいたしました新市グランドデザインに、しっかりとこの事務所の位置は東静岡ということが、もう決定づけられております。これは1期の法定合併協議会の機関決定でありますし、もう我々委員の合意事項でありますとともに、市民に十分にお示しをしたものでございます。ですから、これはやはりあくまでも新市グランドデザインをもとに、この新市建設計画の中での事務所の位置というものは、東静岡地区への立地を約束どおりに実施していくことが、私ども委員の役目ではないかと思っております。

それで、やはり政令指定都市を目指しての合併であるという、もうこういう大きな目的を持っている以上、やはりはっきりとした顔は最初から示すべきでありまして、当分の間は静岡市だとか清水市の市役所に仮に設定しておいて、何年かして財政的余裕ができたところをつくるとかいう、そのような曖昧なことでは、これはいけないと思います。はっきりとした顔を示し、はっきりとした立地を示して、そして合併するかどうかを皆さんに問うべきであると思っております。

やはり、この東静岡、新しいところに事務所を持っていく、少なくとも管理部門、それ

から管理センターとか議会とか、全部ではなくても、一部一番ヘッドクォーター的なものを持っていくということは、これはやはり政令指定都市を目指しているこの両市民の熱意を、自治省にも全国にもアピールすることになると思いますので、ぜひこれは東静岡ということで進めていただきたいというのが、私の考えでございます。

小澤絹子委員（しずおか女性の会会長） この会は合併したらどうなるかというのが、とにかく前提にあるわけですから、清水市とか静岡市とか、それにこだわって話をすると、なかなか決まってこないわけで、今、太田委員さんがおっしゃったように、東静岡で結構だと思いますが、しかし清水市役所も静岡の市役所もできたばかりですよ。そこにまた東静岡に新しくつくってからというのはどうかと思うんですね。

どなたかがおっしゃいましたけれども、行政は市民に対する最大のサービス会社だと言う方がありましたけれども、そういうふうに考えるとすると、事務所というのは、どちらかということ、会社でしたら、サービス業でしたら、お客さんに対することが一番先で、事務所は最後ですよ、どちらかということ。

ですから、市民に直接関わるようなこと、それを先にやっていただいて、とにかく東静岡、それは決まりだから決まりでいいんですが、それまでの間に私は順番として、ほかにやるのがいっぱいあるわけですから、そちらの方を先にやって、それから事務所はどちらかということ最後にしてもらいたいと、そういうふうに思っております。ですから、その間は清水市役所でもいいし、静岡市役所でもいいし、都合のいい方を当分の事務所として使えばいいのではないかと、そういうふうに思っていますが。以上です。

片平委員 清水市の片平でございます。第1期協議の最後の協議会に臨むに当たりまして、今後の態度表明を清水の公明党市議団としてどうしていくかということで、協議をしたわけでありまして、1期の協議の中で決定されたこの新市のランドデザインが、第2期の協議の中で明確になっていくということ。建設計画の中に、短期、中期、長期の事業として明確にのせていかれるということ。あるいはまた、その合併に当たっては、新市の中枢機関というのは東静岡駅であるということを確認にするということをお前提条件として、第2期の協議会に対して、合併する方向で協議を進めていくという態度表明をしてきたわけでありまして。

言いかえれば、今のところ仮の合併期日が平成15年の4月1日と決められたわけでありまして。であるということは、その日から、合併の仮の期日から、事務所の位置は東静岡地区であるということが、新市の建設計画の中にも、合併協定書の中にも、また申請書の中にも明記されるということが必要であると。それと同時に、合併特例事業として、この事務所の建設をその日をもってスタートするということが、清水市の合併に対する最低の必要条件であるということでありまして。

清水市民としても、その件が最優先事業として進めていくことが、最も大事であるということの認識をしているところであると思うわけでありましてけれども、そうでなければ、合併したはいいいけれども、事務所すらできないということになりますと、まさに1期でつ

くり上げた新市のグランドデザイン、ただ絵に描いただけだという、こういう評価に終わるわけでありまして、まさにこの新市のグランドデザインというのは、全く信憑性のないものだというふうな感じを市民に持たせるものだというふうに私は思うわけでありまして。

前回私は、一時的にも事務所の位置を静岡市へ持っていくと、こういった御意見があったときに、それでは名目上は対等合併であっても、事実上の吸収合併ではないかということをお願いさせていただきました。まさに北上市の場合を見てみると、そのとおりでありまして、聞くところによりますと、合併後9年経過しても、合併条件が履行されないで、そのままの状況だということを考えてみますと、一時的にも静岡市に事務所を持っていくということになれば、新市の事務所の位置を変更する場合においては、新市の議会の決定事項になると、3分の2以上の議決が必要であると。

こういったことが現実的に起こってくるわけでありまして、一時的にでも静岡市役所へ持っていけば、二度とこの東静岡駅に、一応口ではそういうふうには持ってくるとは言っておきながら、事実上はそうはできないことを見越した上で、静岡の委員の皆さんは言っているのではないかと。こういうこと疑念さえ抱かせるわけでありまして、もしそういうことが事実であるとすれば、この対等合併である清水市にとって、大きな裏切り行為をすることになる。こういうことは申し上げざるを得ない。

今、静岡市の委員の皆さんの中に、清水市へ持っていったらどうかと、事務所の位置をいいのではないかとということがございましたけれども、まさに私は賛成でございまして、清水市を知らない静岡市の皆さんに、ぜひともこの機会に清水市に事務所を置いて、清水市のことを勉強していただきながら、今後の計画を練っていくということがよいのではないかとこのように私は思う次第であります。以上。

風間委員 清水の風間です。今、新事務所の建設時期に対して言及をされる発言が相次いだので、議論の進め方について、ちょっと考えていただきたいなと思うんです。

私自身も事務所の位置については、東静岡駅周辺にするべきだというふうには思っているんですけども、ただ、建設時期についての議論については、新市建設計画の中で、総合市庁など、ほかの公共機関の位置や役割の議論とあわせて、これは行うべきではないかなと思います。これに先行して、ただ新市庁舎の建設時期だけを議論をするということは、多分これは市民感情から逆行した議論の進め方ではないかなと思います。

建設時期については、今この段階で性急に議論すべき問題ではなくて、これからいずれすぐに県も関与するであろう新市建設計画の議論の中で、きょう配付されました11ページの資料の中にもありますけれども、新市建設計画策定に向けた確認事項とありますが、この4番の事業優先順位の考え方、公共施設整備の考え方、新市における施設整備のあり方等、これとあわせて、改めてその時期と規模について議論していくことが必然ではないかなと思います。

ですので、まず新事務所の位置と建設時期との問題については、今ちょっと整理をすべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 これは前回、私も申し上げましたが、新市の建設計画をつくる上で、やはり基本的にその方針を決めて、部会などにおおして検討していただくということにおいて、この事務所の位置というものは、やはり1つの大きな要素であるというふうに認識をしております。したがって皆さんにある程度方向づけをしていただいて、部会設置という方向に進めたらというふうに思っておりますが。

鈴木委員 どうも静岡の委員が信用がなくて、まことに申しわけないですけども、決してそんなことはありませんで、真摯にこの場所に臨んでおりますので、片平さん、よろしくお願いをしたいと思えます。

今問われているのは、風間委員がおっしゃったとおりで、事務所の位置をどこにするかということでありますので、私どもの会派の立場で、ランドデザインの位置づけのとおりに、東静岡で結構でございます。

剣持委員 静岡の剣持ですが、自民党我が会派といたしましても、これ議論させていただきました。先ほどからのお話のとおりに、既にランドデザインで新市の中核行政機能は東静岡にすると、議会、管理部門、危機管理センターの立地とうたわれています。それを否定するものではありません。

そういうことでひとつぜひ私どもとしても、東静岡で事務所の位置としては理解はいたしておりますが、これから建設計画の中で、その年次については、いろいろ市民感情とか、あるいは財政上の裏づけとか、いろいろな市民サービスの優先順位とか、いろいろなものを議論していかなくは理解も得られないであろうと。そんなことの中で、建設計画で議論すると、そういったことで進めていただきたいと思います。

織田高行委員（静岡青年会議所元理事長） 静岡の織田でございます。新しい事務所の位置につきましては、ランドデザインどおり、東静岡でよろしいかというふうに思えます。

で、ランドデザインの中で、私もこの築く「都」のデザイン部会にも入っておりますので、そのときに議会、管理部門、危機管理センターということで、東静岡に立地をしていこうというような目標は決めさせていただいたのは、非常に鮮明に覚えておるわけですが、昨日の講演会でもあったように、今後政令指定都市ですとか、そういう問題、政令指定都市の指定というようなことになってくれば、当然区役所等も必要になってきます。そうしますと、当然、いわゆる役所がどういう機能を、どういうところに持っていかなければならないかという議論の方が、重要になってくるであろうというふうに思えます。

で、この東静岡に持ってくる新しい事務所については、場所については東静岡でよろしいかというふうに思いますが、ここでどんなサービスをして、どんなことを機関決定をしていくんだという中味が、最も重要だというふうに思われますので、その辺の機能といたしますか、中味の問題を建設計画で具体的に明確にしていって、可能な目標年次を決めていくというような議論がなされていけばよろしいのかなというふうに思えます。

ですから先ほど、合併のときにはもう既に新市の新しい事務所が建設されているというようなことは、事実上難しい話でして、建設するのは新市が建設するわけですから、目標年次を決めて、機能も決めていくというようなことを、建設計画にうたっていけばよろしいのかなというふうに思います。

吉岡委員 清水の吉岡でございます。きのう清水テルサで石原先生の特別講演聞かしまして、非常に勇気づけられたわけですが、それはこの合併が政令指定都市に直結する可能性が出てきたという、そんなお話を聞いたからで、先ほども、なぜ合併するのかというお話をさせていただきましたけれども、決して地方分権に対応させるための都市で現在ないからということではなくて、飛躍的な都市に発展するためと。その1つの大きな目標が政令指定都市だと。

それが見えてきたという、私はそういうふう実感したわけですが、そうしますと、前回の合併協定で、私は議員の定数の問題を踏まえて、その議場のために東静岡に膨大な税金を使ってつくるべきでない。静岡市役所でいいではないかという、こういう意見を言ったわけですが、しかし飛躍的な都市の発展、あるいは政令指定都市が見えてきたという、こういうことを前提条件に考えてみますと、やはり新しい都市核が私は必要だと。

そうしますと、今、織田委員がおっしゃいましたけれども、何をつくるかということですが。実は私たちの清水の労福協、あるいは連合の三役に集まっていたいて、先日議論をいたしました。市民が求めているもので、しかもなおかつ税金はかかるけれども、これだったらというふうに納得していただけるものは何だろうか、いろいろ議論して、結論申しますと、コンビニ型役所というふうに私たちは名付けましたけれども、24時間市民サービスを受けられる、そういう役所、市民の窓口をそこに置いてもらう。

そしてあわせて、今自治省でも策定を進めていますけれども、地域自治のIT化、そうするとそういう意味合いでのセンターが、やはり必要になってくるわけですし、そこからインターネットを通じていろんなサービスを受発信できる、そういうITセンター。ですから、まず市民サービスの窓口で、24時間とは言いませんけれども、市民が働いている以外の時間帯でサービスを受けられる窓口と、そしてITに向けたそういう基盤の整備。

あわせて、これは県にお願いしなきゃいけないですが、パスポートもできればそこに持ってきていただきたい。パスポートは平日の4時ごろになると終わっちゃうわけですね。それから県警にもお願いして、免許証の更新もそこでやっていただいたらありがたいなと。

ですから、そういう意味合いで、非常に交通の利便性が高い東静岡駅にそういうふうなものができたとしたら、それを1つの大きな核として、そしてそれ以外のものはつくりません。そして違う意味合いで都市開発をそこで進めていくという、こんな構想だったら、私たちは市民に自信を持って進められるんじゃないかなと、こういう結論に達しますので、提言をさせていただきます。

## 基本項目（事務所の位置）の協議（２）

前田欽吾委員（静岡市連合町内会会長） 静岡の前田でございます。いろいろの問題がありますけれども、事務所の位置を東静岡にするということは、ランドデザインでもうとうに決まっているわけなんです。

ただ、ランドデザインをつかった段階で、30年先、40年先を見越して、このランドデザインはつくったわけですね。ですから今すぐ、静岡へ別に加担するわけじゃありませんけれども、じゃ東静岡でやるといった場合、どうしてやるんですか。実際問題としていろいろな手続、吉岡さんも言われましたけれども、そういったどうしてもこの事務所をつくる必要があるということをお聞きいただき、東静岡、まさかテントを張って事務所をつくるわけにいかないでしょう。そういう問題も考えていただき、我々の先に申し上げたことも了解していただきたいと思います。

きのう清水で講演会があったということで、案内もいただいたんですけども、私は行きませんでしたけれども、その中にきょう新聞発表されました。お互いに、どちらが女性で、どちらが男性かわかりませんけれども、お婿さん、お嫁さんのような気持ちになってやらなければ合併はできないよと、こういうことも書いてありました。そういったことで我田引水にならないように、ここでできないことをやれと言ってもできないですから、その点を御理解していただきたいと思います。以上です。

金子委員 清水市の金子昌義でございます。静岡市さんの方から、いろいろ東静岡駅のことを出ました。東静岡のことは、それで認めますとおっしゃいながら、その後いろいろなことがついてくることを、非常に私は残念に思います。

前段、いわゆる我々委員をいたしておきまして、ランドデザインの中で、ちゃんと新市の拠点は東静岡であると、これをもう決定してあるわけでございます。ですから、新市の公約といいますか、新市の約束でございますので、これを覆すようなことがあったら、全くこれは合併にならないと私は思います。本当に政令指定都市になりましても、拠点は必要でございます。中心拠点は必要でございます。そういう意味で、はっきり申し上げておきたいと思います。以上。

望月委員 清水の望月ですが、先ほど織田委員さんから、物理的に合併期日とか、そういう部分で難しいんじゃないかというような話がありました。行政実例でいきますと、例えば新市建設計画、合併協定書、合併申請書等への掲載がなされている、いわゆる法的手続がとられていれば、仮にその時点で建物ができていなくても、条例上、あるいは行政手続上、そういうものが合併期日の前にできていれば、それから建設をスタートしても、事務所の位置というものは位置づけられるということがありますので、決してその期日に物理的に間に合わないということではなくして、間に合うという行政実例としてあるということも、やっぱり理解していただきたいなというのがあります。

もう一つは、先ほど吉岡委員さんやほかの委員さんから出ていた、中味の部分については十分議論する時間はある。でも、事務所の位置については、合併期日の前までに、法的

手続なり、合併協定書のすべての部分に東静岡というものを盛り込むということが、まさにこのグランドデザインをつくったときの精神があるという意味では、ぜひ理解していただきたいし、きょうの段階で東静岡は合併前に位置づけるということ、ぜひ理解いただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

岩ヶ谷委員 ただいま大分力説がありまして、私もびっくりしたわけでございますけれども、ただ力説をしていただいたのは、非常に結構なことでございますけれども、グランドデザインをつくるときには、私たちの前の委員たちが責任を持って、静岡、清水の両委員が同じ委員会の中でつくってきたものでございます。

私たちは少なくとも第2期で出てきたわけですが、前の方々のを覆そうとか、前の方々のがいけないからこうしようということではなく、今まででも、今でもそうですけれども、東静岡の跡地でいいじゃないかという御意見でございますので、もしこれが静岡の市役所でもって議会をやったらおかしくなるんじゃないかとか、あっちへ行ったらこうじゃないかということではなくて、建物がないから、今の段階では静岡とか清水でもって交互にやるとか、何かそういう部分で工夫をしたらいかがでしょうかと。

きょうは両市長お出でになりますけれども、静岡県でも非常に厳しい県の財政です。清水だっても大変だと思います。静岡も大変なんですね。ですから、その時期にどちらかが建てるにしたって、かなりお金、平たく言いますと、300億くらいの金は優にかかると思うんですね。もう少しいけば400億くらいいくでしょう。その金をだれがどこで出して、どうやって捻出したら、それができるかと考えたら、全部これは税金です。その税金をかけて静岡合併をするのがいいのか、静岡合併をして、10年後にそういうものを建てたらいいのか、これは市民に問うてみればすぐわかることです。

なぜならば、市民の方々は今経済困難で、リストラに遭ったり、また肩たたきでもって、「あんた、どうだね」と言われている。家へ帰れば女房とお酒飲んでも、「うるせえ、おもしろくねえ」というのが多いんですよ。その時期にお金をかけるというのは、私はおかしいじゃないかということでもって、一時的に場所は東静岡跡地、これでもって合意して、その後のこと。

私は政治のことでもって詳しくはありませんが、例え話をよくするんですね。私のうちでも女房1人で、それから子供が3人、私入れて5人、それからもう1人ばあさんがいますね。そうしますと、どこどこでもってみんなで一緒に御飯食べましょうよと、例えば自分の家で。そうしますと、この部屋じゃ狭いけれども、こっちの部屋ならいいねと。だけれども、外へ出ていけば手はかからなくて、洗ってくれるから、みんな自分でやらなくても済むねと。そうしますと、場所の選定をするのに、自分たちが一番やりやすいところを選定するわけです。

ですから、今これが静岡であれ、清水であれ、それはどちらでも私はいいと思うんですね。ですから、自分たちが一番経済的に効果のある場所を選んでいく、私はこれは政治の分野でも、家庭の分野でも、「母さん、金がねえならね、あんた大蔵省だけれども、金が

ないなら、それじゃ父さん、おれの小遣い出すよ」と言ってやっているのが現状なんですよ。ですから、その部分考えますと、やはり政治というのは家庭の縮図だというふうに私は思っております。

ですから、この苦しい時期は、清水も静岡も乗り越えて、そしてその後でもって自分たちのグランドデザインに合ったものを、10年後でも、または7年後でも結構です。それをつくり始めたらいかがでしょうか。私はこのように思います。以上でございます。

西ヶ谷委員 西ヶ谷ですけれども、私はそういう議論では議論にならないというふうに思うんですよ。率直に言います。合併協議会として何の仕事をするかと言えば、市民の皆さんにまちづくりの選択肢として、合併がいいのかどうかの是非の判断をお願いするものをつくるわけでしょう。

ですから、事務所の位置の問題というのは、2つの要素があるんですよ。1つは、合併するに当たって、どこに法律的な問題として自治省に登録するかという問題です。それは1度登録しますと、それを変える場合は、議会の3分の2の議決が必要になるという、なぜそうなっているかといいますと、まちづくりの上において、役所の位置という決定的な重要な問題だということです。

いま1つは、これと重なりますけれども、将来に向かって、例えば静岡がどういうまちづくりをするかという問題において、役所の位置というのは決まってくるわけですよ。それは先ほど出ましたように、政令市という問題を考えるのか。それともどういうまちを描くのか。それによって役所はどこがいいのか。水戸市へ行ってみてください。県庁が移ったことによって、水戸の中心街は陥没しているんですよ。

そういう要素のもとで、基本項目の1つに役所の位置というのは決まっておりますので、私はさっき言われておりましたように、部会の問題ではない。ですから、ここで十分に意見を出し合って、将来のまちづくりの選択肢の問題として、役所の位置をどこに定めるかというのは、決定的な問題だという議論が優先されなくてはいけないというようなことを申し上げておきます。

佐野委員 先ほどは発言をする前に名前を言い忘れまして、大変失礼をいたしました。静岡市の市会議員の佐野です。きょうもたくさんの皆さんが、傍聴にお見えをいただいておりますけれども、実はあんまりエキサイトした議論がありますと、その後に話をするのは、大変しづらいのではありませんけれども、それでも私は傍聴に見えている皆さんも含めまして、お話をさせていただきたいと思っております。

実はきょう私どもがこの合併協議会をやっている同時間に、静岡空港、これの判決が行われました。この空港の建設計画が出ましてから、最初は県民の中にも、新しい国際化の時代に空港の1つはとか、こんなふうにいる向きもありましたけれども、ここ何年かの中で、実態が1つずつ明らかになる中で、空港は要らないという声が大きく起こっていったらと思うんです。

今、静岡合併の問題がそうなんですけれども、私はこの2期の具体的な協議に入りまし

たこのときに、結局静岡合併というのは、東静岡というあの場所に新市の事務所をつくる  
ことが問題だったのというふうな、きょう傍聴に見えている方も、あるいはこの問題に関  
心を持っていたり、あるいは都市発展のあり方が本当にこれでいいのかという思いを持っ  
ている方たちに、何とも具体的であるがゆえに、非常に失望感を味わうような思いとい  
うのがあるのではないかとこのように思うんですよ。

今市民が考えていることは、そんなことではないだろうというふうなことを、真摯に私  
たちは議論をしなければならないと思うんです。都市発展の中味というのは、一体何なの  
かということだろうというふうに思うんです。その選択の1つとして、例えば合併の問題  
だとか、政令指定都市の問題が語られてきたわけですけども、この選択肢すら、果たし  
てどうなのかということ、多分同時代で市民の皆さんも共に考えているだろうというふ  
うに思うんです。

私はこの会議の前に、ちょうど清水市さんが今の市役所、事務所を設置したとき、これ  
が1983年だそうですね、このときの清水市の人口を伺ってみました。そのとき24  
万2,908人ですから、今よりも6,000人以上多いんですね。つまり70年代が人口のピー  
クだったそうです。静岡市もそうなんです。86年に庁舎を建設いたしましたときから、  
現在まで14年たっているんですけども、実は1,255人しかふえていないんです。あの  
時代に100万都市に対応した庁舎をつくったんです。

多分、国が発表しております人口のピークが、2005年というふうに言われておりまし  
たけれども、ことし10月の国勢調査、この数字は冷酷にも、人口のピークが国の予想を  
はるかに超えて、もう既にピークがきていると。つまり私どもが仮の期日と決めました  
2003年、このときにはさらに人口は減っているのかもしれない。国勢調査の中で、静  
岡市が前回5年前よりも約4,400人、清水市は3,300人、人口が冷酷にも、冷静にも減っ  
ているわけです。

そういう中で今私たちは合併の問題を考えているわけなんですけれども、多分都市発展  
というふうな点では、これから都市が肥大化する、飛躍的に発展をするから、今の都市制  
度の中では最高の権能を持った政令指定都市をつくって、住民サービスには区役所を置い  
て、そして住民サービスの向上を図っていくためには政令指定都市が必要だという前提が、  
残念ながら崩れ始めているということを感じます。

そういう中で、実際には政令指定都市の問題につきましては、後に出てまいります新市  
建設計画の中でも、この位置づけについて議論をしなければならないだろうし、あるいは  
政令指定都市問題は議論する機会はたくさんあるだろうというふうに思いますので、ここ  
では避けましても、少なくともそんな状況では全然ないだろうというふうに思います。

それと3つ目には、じゃあその東静岡という場所はどうかという問題なんですけれど  
も、今もお話がありましたけれども、例えば住民サービスを向上させるための行政の効率  
化という問題をとってみても、静岡からあの東静岡、あるいは清水市さんからあの東静岡  
を考えましたとき、決して私たちはあの場所を市民の利便性を向上させる場所だというふ

うに、自信を持って進められる場所だというふうには、到底思えないわけですね。

そういう点では、どちらかといえば市民の目からすれば、やっぱり2つある市役所に、もう1つ新しく事務所をつくるという、この限られた財政、厳しい財政状況の中ではいかがなものかというふうな意見に、私たち自身が答えられないのではないかというふうに私は思います。

グランドデザインのときには、確かに私は法定であるし、皆さん真摯な議論をした後に決めたと思いますけれども、二、三十年後ということ、あるいは30年先をイメージしたまち、このときの認識と、この少子高齢化の中で随分様子が変わってきている中で、これはそこが担保だよという議論も、これも乱暴だろうというふうに思うんです。そういう点では、本当にどういう場所がふさわしいかの議論を真剣にするべきじゃないかなというふうに思っております。以上です。

### 基本項目（事務所の位置）の協議（3）

青島委員 静岡の青島でございます。議論がちょっとそれているのかなというふうにも思います。静岡の連中が疑心暗鬼、何か信用されていないような、さっき御発言がございましたけれども、我々真面目にやっておりますし、将来のこの地域のことを心配しながら、ここに列席しているわけでございますが、あの場所、東静岡駅の場所にあれするということは、もう了解していることでございますので、そこはひとつ誤解のないようにしていただきたいと思っておりますし、それからあそこに市に庁舎を移すというのは、全部移すんじゃなくて、管理部門だけをあそこに移したらどうだということの意見でございます。

それからもう1つ、この合併協議会が妥結するぐらいなときには、もうシンボルとして建ち出すとか、建ててなきゃいけないとかというお話もございましたけれども、私はそれちょっと矛盾しております。この協議会なるものは、建前と本音は別かもしれませぬけれども、一応平成13年度の末に合併の是非をそこであれするんですね。そのときにもし何かそういうものを建てていて、非となったら、それは全くの無駄物になってしまうんじゃないかと。

ですからやはり当面は、先ほどどなたかもおっしゃいましたように、今余力のある両方の庁舎のどちらでもいいから、あるいはグランシップをお借りになって、そこでもって何とか事務をとられてもいいのかなと思うぐらいでございます。

ですから、そこらのところをはき違えられないで、我々は東静岡を反対しているんじゃないで、あそこでいいんですよ。ただし、それは新しい市が自分のあれを考えながら、おやりになったらいいんじゃないですか。これから建設計画を立てるわけですから、そういう中でもそういうものはやっぱり議論されてくるんじゃないかなとも思っておりますので、ぜひひとつ御理解を賜りたいと発言させていただきました。

金子委員 清水市の金子昌義でございます。本当に正直申し上げまして、事務所の位置のところへ参りまして、また何か清々しない気持ちでいっぱいでございます。

と申しますのは、再度申し上げますが、ちゃんとこのグランドデザインの19ページに、

事務所の位置として、「新市の中枢行政機構は東静岡」というふうに、ちゃんとこのグラウンドデザインに明記をされておるわけでございます。ですから、それだけで話が進めばいいわけですが、いろいろなことをおっしゃることについて、私は残念に思います。

本当に両市一緒になっていくとするならば、こういうことはやはり約束ですから、ちゃんと理路整然と前へ進めるべきと、こんなふうに思います。絶対金をかけろとか、いいものをつくれとか、そんなふうなことを申しているわけじゃございません。新しい市をつくるとするならば、本当にそういう心がけで行くべきということを申し上げておきたいと思えます。以上。

田中敬五委員（清水市議会副議長） 清水市の田中です。位置につきましては、先ほどから出ているように、東静岡駅周辺ということで、既に決まっております。確認されております。できれば、部会の方で機能とか規模とか、いろいろ議論をこれからされていくわけなんですけれども、時期的な部分は、ある程度きちと方向づけしたおいた方が、むしろ部会の方で議論しやすいんじゃないのかなというふうに思います。

先ほど青島さん言われていたんですけれども、平成 14 年の 3 月ですね、一応合併の是非が判断されます。その後 1 年の期間があるわけですね。そういう中で法的な手続を経るためには、ある程度基本設計とか、実施設計を経て、それで予算化に持っていく。それで 15 年の 4 月の合併、これから工事に入っていかとか、そういう基本的な部分だけは押さえておいた方が、むしろいいんじゃないかと思えますので、ぜひこういう全体協議の中で、そこら辺の方向づけだけはきちと、ぜひお願いしたいと思えます。以上です。

松浦委員 静岡の松浦でございますけれども、いろいろお話し伺ってまして、結局具体的な、東静岡へグラウンドデザインのとおりにするということには、今まで御発言があった静岡の委員さんで、だれも反対している者はいないわけですね。それはわかっているよと。

ただし、現実問題として、あそこへ建物をつくるか、その中へ何を入れるかというようなことは、今ここで決められませんよね。全体の建設計画の中で初めて明らかにされてくることですから、あそこに新しい市の事務所を置く。それから今、田中委員さんからお話があったように、いつ実施設計か云々というようなお話がありましたけれども、それもすべて新市の建設計画の中で、具体的に財政的な裏づけもできて、それから一番大事なことは、両方の市民に対して、新しい投資をそこへいつの時期にやったらいいか。僕はそれがもう大変な問題になると思うんですね。

ですから、そういう具体的な案ができて初めて建物をつくるなり、いろいろな機構を考えるなりということが発表されて決まっていくことであるので、何しろこれは新市の建設計画の中で十分議論して、初めて具体案が出てくることじゃないかと思えますので、あそこに事務所を置くということに関しては、私は絶対賛成している者の 1 人ですから、その辺、先ほどから清水の委員さんの中には、かなりその辺、静岡は反対しちゃって、もうそんなのやめちゃえと言っているというようなお気持ちの御発言があるようなんですが、それは誤解のないようにしていただいたらいいんじゃないかと思えますので、きょうはもう

1 番目だけで終わっちゃうので、もっと先まで行く予定がないのかどうか。議長さんにお伺いしたいんですが。

望月委員 清水の望月です。東静岡地区に新事務所を位置づけることについては、大方の皆さん方がそれによろしいじゃないかということは、私自身も確認できますし、それは新市のグランドデザインに沿って、今議論がされているというように思っています。

ただ、いつ事務所の位置を法的手続でそれをするかということがはっきりさせていかないと、これから建設計画に入るときに、一番そこが決まってないと、建設計画に入る前に、やっぱり法的手続をいつとるか。3分の2以上の、いわゆる自治法上という議決事項をいつやるかというときに、やはり合併期日の前に、合併の是非を決めて、合併の期日の間に、清水の市議会も、静岡の市議会も、東静岡のところで事務所の位置を位置づけるということを両方が議決していただければ、それでいいわけですよ。そこさえ、きょう確認をしていただければ、それでいいと思います。そこだけ議長、ちゃんとしてください。

議長 いろいろ意見をいただきましたが、まとめさせていただきたいというふうに思います。

新しい事務所の位置については、グランドデザインにおいて東静岡周辺地区ということ掲げられていることをごさいますし、これをまた全市的に広報などをして、2期に進んできたということをごさいます。先ほど来いろいろ御意見がありましたが、決めたのはことしの3月をごさいますから、何年も前のことでもごさいません。状況の変化が若干あるとしても、そういったようなことからすれば、これを尊重するというふうな御意見がたくさんございまして、皆さん、東静岡地区に立地をするというふうなことについては、これを確認させていただきたいと、このように思います。

内容、規模、それから建設の時期等を含めた具体的な計画などについては、これは新市の建設計画の中で十分議論をしていただいた上で、どの部会にするかということもありますが、その上でまた皆さんで、さっき言った手続論も含めた決定をして、最終的に合併の可否を問うと、こういうことになっていくのではないかというふうに思います。

その上で、

(「法的手続をとらなきゃだめだよ。是非を決めてから、合併の期日の前までに両市議会で法的手続をとらなきゃだめだよ。」という者あり)

それは当然だね。

(「それははっきりさせてください。」という者あり)

ですから、東静岡にするということを確認するという事は、そういうことだよ。東静岡でいいと言っているだから、それはもう、東静岡に立地するということを決めるということは、

(「合併協定書の中に入れるということですね。」という者あり)

そういったようなことも含めて、手続論も含めて、東静岡ということでもいいではないかと。ただ、現実論としていつできるかということについては、これはまだ計画をつくって、

具体的に進めてみなければ、なかなかわからない点もありますから、これは部会の方で十分そういった検討をしてもらおう。

もちろん、こういった社会状況の中ですから、むだとか、そういったことを省くということ、財政的な問題も十分考えるということですから、中味の問題はさっきいろいろITの問題もありましたが、そういったようなことについては、十分また部会で検討していただく。それからやはり政令指定都市を視野に入れた顔、あるいは現実的な機能、そういったことを含めた事務所としての位置づけを求める。こんなようなことで、事務所の位置については、東静岡に立地をするということの確認をさせていただきたいと、このように思います。

### 基本項目（財産及び公の施設の取扱い）について

それでは続いて、財産及び公の施設の取り扱いについての協議をお願いしたいと思います。これについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料の5ページをご覧くださいと思います。財産及び公の施設の取り扱いでございますけれども、地方自治法第7条第4項におきましては、市町村の廃置分合の場合において、財産処分を必要とするときには、関係市町村が協議してこれを定めると、このようになっております。

また、財産等につきまして、地方自治法第238条等に基づき、資料にございますような公有財産、有価証券等の分類をしてお示ししてありますが、多くの場合の合併協議では、従来の市町村が持っている土地、建物、債権、債務などの財産は、全て新市に引き継ぐこととするのが原則的な考えであります。公の施設についても、引き続き新たな市の公の施設として設置していくことを協議で決めていくものと考えられます。

しかしながら、財産を新たな市に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議によりまして地方自治法294条に基づく財産区を設置することもありますし、北上市のように、逆に財産区を廃止する場合があります。その他、財産ごとに個別の手続きが想定されるものもありますので、先進事例にありますように、静岡両市が有する財産及び公の施設は、全て新市に引き継ぐことを基本として、事務局レベルで検討させていただきたいと考えております。以上です。

議長 このことについて、何か御意見ありますか。このことについては、今説明がありましたように、財産及び公の施設の取り扱いについては、最近の先例市の事例にもございますように、静岡市、清水市両市の所有する財産及び公の施設については、基本的にはすべて新市にこれを引き継ぐということで、確認をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

### 新市建設計画の説明

議長 それではそのように確認をさせていただきたいと思います。

それから本日の協議の2つ目になりますが、新市の建設計画についての協議に入りたい

と思います。

時間の制約もありますが、その前に事務局から説明をお願いします。

事務局 説明項目が少し長くなりますので、時間を要しますけれども、お許しいただきたいと思います。

新市の建設計画につきまして概括的な説明をいたしますと、合併特例法第3条におきまして、合併協議会が作成を行う、合併新市の建設に関する基本的な計画であると規定され、第5条には、そのおおよその内容が示されております。これは、新市建設計画は合併協議会が作成するものでありまして、合併に際し、住民や議会に対し、合併新市の将来に関するビジョンを与え、これによって合併の適否を判断するという、いわば合併新市のマスタープランとしての役割を果たすものであります。また、この新市建設計画を基礎といたしまして、さまざまな財政措置が講じられることとなっております。

新市建設計画の具体的な内容は、あくまで合併協議会において、地域の実情に応じ、両市の自主的な判断により決定されるものであります。合併特例法では、1つには、合併新市の建設の基本方針、2つには、合併新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項、3つ目には、公共的施設の統合整備に関する事項、4つ目には、合併新市の財政計画、これらが計画に盛り込むべき内容として例示されているものでございます。

こうしたことを踏まえた上で、新市建設計画策定基本方針の協議に入る前に、まず資料の7ページから11ページまでの説明をさせていただきたいと思います。

まず11ページをお開きいただきたいと思います。具体的な内容に入る前に、新市建設計画策定に向けた確認事項ということでございます。新市建設計画策定方針の協議に入る前段階に事務局から、あくまでもたたき台ではありますが、提示させていただきました。

1として、基本的考え方としましては、新市建設計画が法定計画であることを前提に、政令指定都市問題の位置づけ、2点目には新市ランドデザインの取り扱い、3点目には行政サービスの平準化等についての基本的考え方について検討する必要があるのではないかと。つまり、この辺の共通理解が不十分でありますと、後で各部会の具体的な事業・整備方針に大きな影響が出てまいりますので、よろしく御協議のほど、お願いしたいと思います。

そして、新市建設計画の計画期間といたしましては、通常10年程度と考えてはどうかということでもあります。

2点目に、財政計画につきましては、その前提条件となります。歳入、歳出、あるいはまた合併特例法等によります財政メリット、また公債費比率について、どう考えるのかということでございます。

次に、事業と施設整備方針については、事業優先順位の考え方、公共施設整備の考え方、新市におきます施設整備のあり方等をどのように考えていったらよいのかということでございます。また、県事業の取り扱いにつきましては、県当局と緊密な連携のもとに、その取り扱いを検討いたすこととなります。

部会、幹事会等の役割として、両市が仮に合併した場合、両市の速やかな融合一体化と均衡ある発展に資するために、事業選択が重要となります。それぞれの部会では、新市建設計画における各部門の方向性と、主要施策、重点事業を財政計画との整合といたしますが、突合によります事業選択を行うこととなりますが、事業選択の材料につきましては、新市グランドデザインとは異なり、より実現可能性のある具体の事業を掲載していくということから、部会協議段階において事務局からの案をもとに事業選択を行い、これを受け、幹事会等によります事業可能性調査を行うことなどがございます。

なお、これらの確認事項の協議をしていただいた後に、事務局において協議内容を踏まえて、基本方針を取りまとめ、各部会の第1回会議までにお示ししてまいりたいと考えております。

次に、おおまかな協議手順、内容につきましては、資料の7ページとなりますが、ここに「新市建設計画策定フロー」としての案を示させていただいたものでございます。まず、合併協議会と部会協議ではどのようなことを協議していくのかにつきましては、おおまかに、協議会では、基本的考え方、計画期間、財政計画、事業・施設整備方針、県事業の取り扱いなど共通事項について協議いたしまして、部会においては、後ほど5部会の案を示させていただきますが、それぞれの分野における部門の方向性や、主要施策・重点事業の検討を行い、この結果に基づき、各部会間の調整を、正副部会長、幹事会連絡会議で行ったかどうかということでございます。また当然、これらの協議につきましては、事務レベルにおいて、県当局と両市によります県市連絡組織、幹事会、ワーキング等と密接な連携を取り合って進めていこうとするものでございます。

続きまして8ページをお開きいただきたいと思います。これは、新市建設計画が、第1期に策定された新市グランドデザイン、2期に協議しております基本項目、すり合わせ項目などのさまざまな協議結果に基づき、策定されていくものであることをイメージしていただくために示させていただいたものでございます。

続きまして9ページをお開きいただきたいと思います。新市建設計画全体構成（案・たたき台）でございますが、計画に盛り込むべき最小限の項目について、他地域の例も参考にしながら、示させていただきましたので、これらのことを念頭に御協議をいただけたらと思います。

まず最初に、これまでの合併協議の経過と、合併是非の判断材料としての新市建設計画の位置づけについて、明確にするとともに、本計画の要旨、構成、期間等の計画策定方針を市民に明らかにしたらどうかということでございます。

次に、平成10年度実施の静岡市・清水市行政現況把握調査を基本に、両市の位置、地勢、面積、人口等の市の概況をお示しし、さらに主要指標の見通しとして、行政運営の基本指標となる総人口、年齢別人口、就業人口、世帯数の将来推計を、新市グランドデザイン策定基礎調査をもとに明らかにしたらどうかということでございます。

新市建設計画の基本方針といたしましては、新市グランドデザインをもとに、新市建設

の基本理念、将来像、将来像を実現するための基本的考え方を示していったらどうか。そして、地域別の整備方針としては、新市グランドデザイン策定基礎調査で示されました9つの拠点を中心に、各地域の整備方針等を、さらに、新市におきます公共施設整備について、基本的考え方を示したらどうかということでございます。

新市の施策につきましては6つの部門、具体的に申しますと、1つには生活環境、2番目には保健福祉、3番目に教育文化、4番目に都市基盤、5番目に産業経済、6番目に行財政の6部門につきまして、これらの各部門の方向性、主要施策・重点事業を示し、10ページになりますけれども、あわせて静岡県の役割、新市における静岡県事業を示すことはどうかということでございます。

最後に、財政計画につきましては、その計画期間内の前提条件、歳入、歳出を示すことを提示させていただきました。新市建設計画のでき上がりの具体的な姿ということで、全体構成がこれでいいのかどうかの御協議をしていただきたいと思います。

以上、事務局から、新市建設計画の策定方針の協議材料について説明いたしましたので、よろしく御協議をお願いいたします

#### 新市建設計画の協議（1）

議長 ただいま事務局から説明のありました新市の建設計画につきまして、皆様から御意見を願いますわけですが、初めにこの新市の建設計画全体構成に基づき、協議決定をするということが、まず初めに行われるべきことでございます。

それで、新市の建設計画の基本的な考え方というものについて、両市の委員、同一の認識を持った上で進めることが重要であるというふうに思います。したがって、まず委員の皆様には、11ページの新市の建設計画策定に向けた基本的な考え方についての御確認をお願いし、協議に入らせていただきたいと思います。

この確認事項といたしましては、1つには、政令指定都市問題の位置づけ、それから2つ目としては、新市グランドデザインの取り扱い、3つとして、行政サービスの平準化の問題、4つとして、その他必要な事項ということになりますが、この確認事項につきまして、まず御意見をいただきたいと、このように思います。

片平委員 清水市の片平でございます。これについては、当然新市のグランドデザインが要するにベースになってこなければならぬわけございまして、この2期協議に進んだ1つの大きな理由というのも、やはり新市のグランドデザインをより具体的に、明確にその計画の中に明記をしていくという、こういった位置づけがあったように思うわけでございます。

である以上、やはり短期である新市の建設計画に加えて、このグランドデザインにのせられている中期、あるいは長期の計画も施策としてしっかりと明記をしていく、表記をしていくという、こういうことがやはり基本的に大事なものであると。ということでなければ、やはり市民に与える失望感というのは、非常に大きなものになってくるということであると思いますので、そういう点も踏まえて、政令指定都市を目指す都市としてふさわし

い基本的には計画であるということが望ましいというふうに思います。

議長 今政令指定都市を目指すということと、ランドデザインを尊重してというふうなことについての御意見がございましたが、11 ページのところの確認事項について、引き続き何か御意見がございましたでしょうか。

太田委員 清水の太田でございます。ただいまの片平さんの御意見と私は同じような考えを持っております。それは新市ランドデザインの中から、それを十分に考慮して、新市建設計画をつくるわけですが、それはどうしてもおおよそ 10 年間という短期のものでございます。そうしますと、そこに示されないものが、どういうことがこれから新市の将来像として見えるかということは、やはりこのランドデザインの中に上げましたものを、中期、長期で一応計画を立てまして、それを市民にお示しすることの方が、よりわかりやすいものができるんじゃないかと思えます。

昨日の石原信雄先生のお話の中にも、新市建設計画というのがお役所的で、市民にわかりにくいと。そういうものでないものにしていった方がいいということをおっしゃられましたが、私も同感でございまして、できるだけ市民にわかりやすく、短期のものだけでなく、中期、長期もこういうふうになっていくのではないかと。いろいろ財政事情も変わってきますし、社会構造も変わってきますから、そのとおりとは限らないかもしれませんが、一応ランドデザインの中にあらわしましたものは、そのような形でお示したいと思えます。

石津委員 静岡の石津でございます。今の御意見を聞いての私の意見なんですけれども、私も新市のランドデザインを非常に尊重しております。軽んじるわけではありません。それを前提にお話しさせていただきたいのですけれども、法定計画ということで、一応合併市町村の財政計画を一番基本に考えた場合に、それで 10 年というふうな形でとらえるのが、本当は妥当であろうということで、計画期間もそういうことで、これはもう決定されたのかな。まだ決定というか、一応そういうふうを考えようという話なんだね。

議長 今ここで案として。

石津委員 結局、ランドデザインをそのままずっとこういう建設計画の中に同じように夢のように、夢のように入れていくと、かえって市民がランドデザインだか、建設計画だかというのが、よくわからなくなってきちゃう、混乱しちゃう。かえって、それを 10 年スパンで考えたときに、その部分が、こういう言い方は適切かどうかわかりませんが、予定していたのに消えちゃったじゃないかとか、裏切りみたいな形にとらえられやすい。

だからかえって、ランドデザインはランドデザインとしてあるんだから、これはちゃんと市民の方に提示しているんだから、それとは別に建設計画ということで、この 10 年間は何をしますよということ具体的に提示した方が、かえってわかりやすいし、それを実行するか、しないかということを具体化していけばいいと、そういうふうに考えております。

なかなか、例えば中期、長期のものが消えてしまうということで、それじゃランドデザインはどうなったのというふうな、そういうふうな考えもあると思いますが、それはランドデザインとしてちゃんとあるということをやっぱり理解しておかないと、混同しちゃう恐れがあるんじゃないかということをおきます。

井上委員 静岡の井上です。全体的にはこれすべて確認事項、私ども了承します。

1点、お願いしたいことがございますが、部会についてであります。これは第1期のときもそうだったんですが、第4部会につきましては、ダブった人が入ったものですから、いろいろ意見を言う場面があったんですが、今回はお話はこれからのことですが、1部会に1人ということになっております。

それで、きょうも先ほどいろいろ激論もありました。その中で、これからやっていく中で、どうしても部会だけで結論を出しにくい問題。今まで傍聴に行っていれば、いろいろその流れはわかったわけですが、傍聴から手を挙げて、こういう意見がありますということ言うわけにはいかなかったんです。こういうように協議会の中で、一応部会長から報告があって、何かございませんかということで振って、質問をやったわけなんです、これからかなりいろいろの問題で難しい問題が多分出てくるかと思えます。

そうしましたら、その部会でどうしても解決ができないと。この問題は、もう1回協議会の方へ戻した方がいいというような、そんな案件が出る可能性が大でありますので、その辺の取り扱いをお願いしたいことを要望しておきます。以上です。

議長 これは当然、これから部会に入って検討していくと、ランドデザインで描いたものが、10年以内を実現するかどうかということの判断をしなければなりません。そういったようなことが当然出てきますね。そうすると重要な問題、あるいは重要な判断の変更を伴うようなことが出てくるという場合には、またここへ戻して、そして確認をしていくようなことも、当然あっていいというふうに思っていますので、そういうふうなことになるだろうと、私としても思っております。

村上委員 清水商工会議所の村上でございます。ちょっと私わからないことがあるものから、これはどなたがお答えくださるのか、事務局なのか、あるいは委員の皆さんが御回答をお持ちなのか、ちょっとわからないものですから、御質問させていただきたいのは、両市とも今総合計画というのが進行中です。

清水市の場合は平成13年の3月までに決めることになっております。もちろん静岡も同様にあると思いますが、この両市の総合計画と、この新市の建設計画というものの整合性というのは、全く考えなくてもいいのか。あるいは整合性を考えながら、両市ともそれを考えていくのか。あるいは整合性がないとしたら、じゃ最終的にもし合併するということになった場合に、この新市建設計画が、これの方がプライオリティが高い、優先順位が高いとして扱われるのか。その辺についての基本的な考え方というのは、何かあるのかどうか、お教えいただければありがたいと思います。

議長 静岡市さんは既に総合計画を策定されて、それを進めておられます。清水市につ

きましては、今の計画は来年が目標年次となっております、今新たな計画を策定中でございます。そうしたときに、新市の建設計画との関わり合いが、当然これは出てくるというふうに思っていますが、私としては基本的には、やはり両市の総合計画は、尊重されるべきものであるというふうに、当然のことですが思っております。

さらに合併によって、サービスが向上するとか、新たな施設の建設が可能になるとか、あるいは行政効率が高まるとか、そういったことになることはあったとしても、総合計画で打ち出されたものが、これが実現できないというふうなことになるのであれば、多分それは合併の方向に進まない議論になってしまうというふうに思うので、総合計画は一義的にはやっぱり尊重されるというふうに考えて進めるべきだと。新市の建設計画はそういうふうに進めるべきだというふうに思いますけれども。

小嶋善吉副会長（静岡市長） 静岡市は第八次総合計画が 11 年にスタートして、一応 15 年までで、今現在進行中でありまして、今 2 年目なんですけれども、それでこの建設計画との関係ですけれども、この建設計画というのは、合併のためにする事業が恐らく出てくると思うんですね。ですから、我々 5 年間のうちにこういうことをすると、大体おおむね決めてあります。これをどんどん今仕込んでいますけれども、それはそれとして進行させて、それでその上で新たに合併のために、その上にさらにどういうことをするかということを、多分建設計画で議論していくことになるだろうというふうに思います。

ですからいったん、でも 15 年ですから、1 年重なるだけかな。ですから 1 年残るということはありますけれども、その時点で建設計画に新たに位置づけするのか、もう既に進行中で、その場である程度取り込まなくていいのかというのは、またその部会の中で、我々の方からも今それぞれの事業の進行を説明させていただきますので、そこで調整していけばいいんじゃないかなというふうに思います。

村上委員 そうすると、一応確認させていただきたいのですが、現在両市の総合計画は進行中ないしは、もうほとんど策定レベルに近くになっているので、優先的にはこれらを優先し、その上に積むものとして、新市の建設計画を考えていくが、あくまで総合計画を中心に考えていくということによろしいわけですね。それらを遵守して、建設計画はこれらを大幅に変えないようなものであるべきだという 1 つの基本的考え方を貫くということによろしいわけですね。

議長 基本的にはそういうふうに思いますが、積極的にもっと発展的な方向に進められるような要素が出てくるとか、さらにサービスが向上するとか、さらに効率がよくなるとか、そういったようなことが出てくれば、これは別にそれを妨げるものではないというふうには思いますが。

## 新市建設計画の協議（ 2 ）

西ケ谷委員 清水の西ケ谷です。今この確認事項の（ 1 ）の ですが、政令市問題での位置づけというようなところがありますが、今までランドデザインの段階で、見据えてという展開がされてきているというふうに思います。

先ほども政令市問題については、静岡の方からもいろいろ人口の問題をめぐって発言されていたわけでありますが、この建設計画ということになりますと、さらにこれを位置づけていきますと、踏み込んだ議論が私はされてくるのではないかなというふうに思うんですが、その際、本当にこの政令市を目指すことが、市民にとってバラ色かということになりますと、私は異論を持っているんですが、やっぱり突っ込んだ議論を私はすべきだというふうに思っております。

なぜかといいますと、政令市とは何かということが問題提起されますと、市の持つ権限の問題、これが市民にとって、例えば都市計画なんかでも、さらに身近になるんだというようなことが、よく話をされるわけですが、それでは一般市と、今度は特例市と中核市と政令市との比較で、権限というのはどういう違いがあるんだという問題もありますし、世間では、新聞報道や雑誌の報道を見ますと、財政問題の指標が出ておまして、悪い順からいきますと、政令市が全体の12位を示すというようなことで、財政からいきますと、最も市民にとって重い負担が、借金の点でかかっているというのを一般誌は報道しているわけですね。

それで、住民サービスという点から見ますとどうなのかという点で、いろいろ指摘される点もあるものですから、私は位置づけをしていく上で、ぜひ、きょうは時間もありませんのであれなんですが、政令市問題でのそういう財政の実態、それからどういう権限があるのかという問題、それから住民サービスという点ではどうなっているんだなどについて、ぜひ資料を提示していただきたいということが1つ。

それからもう1つは、緩和措置があるかのように、県知事さんあたりは県議会で答弁を人口の問題でされてきていて、それは50%だと、70万でも50%だという論議が今されているわけでありまして、そういうような点で、政令市問題について、ここでは別組織をつくって協議していくかのような、運動していくかのようなことが今まで出ておりましたね。私は建設計画の中で位置づけをきちりさせるならば、その政令市問題でどういうふうな取り組みをしていくのかというのが、全然見えていけませんので、どうなっているか。その辺も議論をしなくてはいけないというように、この位置づけを置くならばというように思いますので、そういう点では、ぜひその辺の資料を示していただいて、次回、この次の協議あたりをお願いをしたいというふうに思っています。

議長 政令都市問題については、これまでも問題提起がされまして、この政令都市を目指すということについての皆さんの確認を一応していただいたということの上で、この実現のためには別な運動体というか、運動組織というか、そういったようなものを位置づけて、そういった方向で取り組んでいただこうと、この協議会としては目指すということをお前提に置いて、両市の合併ということを検討するというふうなことに分けられてきているように思っていますので、そういう取り扱いをしていきたいというふうに思っております。

時間の方がちょっと、きょう大分いろいろ議論したのだから、押してきているんです

けれども、どうですか。特に何か。

吉岡委員 事務局に要望だけ2点させてください。意見集の中でもありますけれども、これから新市建設計画に向けて動くわけですけれども、現状のそれぞれの市の姿がよくわからないという意見がたくさんあります。

どういうことかと言いますと、例えば清水市民は、静岡市の税金がわからないし、静岡市の人は清水市の税金がわからない。税金だとか、福祉の問題、教育、家計から出ていく支出がどういうふうに違うのかというわかりやすい何か資料をいただきたいというのが1点。それから同様に、両市の財政状態もわかりやすく公開してほしいという、いうならば静岡市の貯金、静岡市の借金、清水市の貯金、清水市の借金、そうするとどちらがどうなっているのか。

これがベースにありますと、この次に両市が合併するとどうなるかという、この次に進んでいこうというところで、現状の姿をできるだけわかりやすく、簡潔に皆さんにPRできるように資料をぜひお願いしたいということです。以上です。

議長 これは以前にも両市のいろいろな資料を出して、全戸配布でいろいろやってはいますけれども、なかなか資料配ったら、みんなそれを見て、ちゃんととか、中味の問題について十分説明をしているかということになると、ちょっと十分とは言えない部分もあるので、これからはまた機会をとらえてそういうこともしていくとか、求めがあればそれに応ずるとか、また工夫をするように、事務局の方としても、ひとつお願いしたいと思います。

織田委員 静岡の織田でございます。次回でも結構なんですが、この基本的な考え方の2番の新市グランドデザインの取り扱いというところで、よくわからないので、どういうことなんだよということを次回、何か資料をいただければありがたいと思うんですが、いわゆる新市の建設計画というのは、合併特例法においては、合併市町村の建設計画の基本方針と、それから合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹とするべき事業に関する事項と、公共的施設の統合整備に関する事項と、合併市町村の財政計画、この4つを政令で定めて決めなさいよということがのっておるわけです。

基本的な考え方で、グランドデザインの中期とか長期を入れるということが、果たして建設計画として整合性のあるものなのかどうなのか。20年後、30年後のことですよ。この財政計画ですとかいうことは、建設計画にはのってこないわけです。ですから、これがどういう形で中期、長期が基本的な考え方の部分に出てくるのかというのが、非常にわかりにくい部分なので、どんな形で出せば出せるよというような案があれば、出していきたいというふうに思いますけれども。

議長 これは先ほどもちょっとお話ありましたが、グランドデザインを一応尊重してやってみようということで、これから新市の建設計画をグランドデザインを尊重してつくっていくことになっていきますね。その中で、それが例えば10年の間に実現するというのも、計画として出てくるでしょうけれども、これはなかなか難しいというものも出てくると思

うですね。

その場合には、それをここに挙げて、これはなかなか難しいということにして、引き続きとか、長期の展望の中でとかということの確認をして、振り分けをして、そして計画としては10年で実現するものを、やっぱりきちっと位置づけていくというふうな作業が出てくるのかなというふうに思いますけれども、ここでこれは10年以内にやるんだとか、やらないだとか、どうのこうのなんていうことを言っても、実際検討してみなきゃわからない部分というのは、うんとあると思うですね。

ですから、その辺は考え方としてはランドデザインを尊重して、できるだけその実現に向かって計画をつくってみようというふうなことで、それぞれの部会の中で検討していただくとか、努力をしていただくということではないかというふうに思いますが。

時間も大分押してしまったものですから、きょうは議論をこの程度に一応して、次回に譲らせていただきたいと思っておりますけれども、なかなかこれでもうちょっとやっている、まだ。

片平委員 清水の片平ですが、中長期計画の取り扱いについては、この次、それも含めて検討するというところでよろしいですか。

議長 はい。それでは申しわけありません。きょうはこの程度にとどめたいと思います。

改めてもう一度、それでは確認をさせていただきたいと思っておりますが、きょう皆さんに御協議をいただきました新市の名称については、決定方法としては、原則として公募方式をとっていこうと。

それから継続協議としたことについては、次回行うということですが、両市の「静岡市」「清水市」、この市名の取り扱い、公募時の取り扱い、あるいは選考時の取り扱い、それから公募の実施時期、決定時期、選考委員会の設置等の具体的な条件、これらについては継続協議ということにさせていただきます。

それから事務所の位置の確認についてでございますが、新市の事務所の位置は、東静岡地区へ立地するということを確認したと。なお、新市の庁舎の位置は、合併期日前に、先ほど一応東静岡とするよう、両市の議会等で議決をして、確認をしていくような手続論が必要だということを皆さんに御認識をいただきたいと思っております。

そのほか、事務所の位置とか規模とか内容などについては、建設計画の中で、これを具体的に検討していくと、こういうことだと思います。

それからあと、今新市の建設計画についての議論をいただきましたが、この点についてはちょっと途中になってしまったので、改めて御議論をお願いしたいと、このように思います。

以上で本日の協議は――。

鈴木委員 部会の、この前も流れたんですが、部会の希望だけはを今日とっていただけませんか。

議長 大体みんなこの辺でそんなに議論がなければ、部会、この前もこれを配って、大

体見てもらってあるから、今御意見ありまして、部会などについて、大体皆さんが御理解していただいているとすれば、それも1つの考え方ですが、どうでしょうか。希望を一応出してもらってみようか。どうですか。まだ全然だめ。部会へ入りたくない。

みんな、だけど大体部会の設置の方向についての確認はされているようなので、部会を設置するような方向に向けて、一応御希望を参考にとるというふうなことにして、この協議が終わった後で、また事務局の方にも一応御希望を言っていただくと。ただし、決定はまた調整をさせていただかなきゃならないので、相談をさせていただきたいと、このように思います。

松浦委員 もうきょう部会を設置することを決定していただいて、希望を出して、それでそこをとるを進めないと、部会の協議は一体いつやるのということになっちゃいまして、だんだんだんだんこの協議会の先送り先送りで、大変私としてはもっとスピーディーに、部会まできょうあと20分ぐらいやればできるんじゃないですか。やっていただきたいと思いますけれども。

(「賛成」「異議なし」と言う者あり)

議長 という御意見がありました、いかがでしょうか。

佐野委員 先ほど村上委員から、それぞれの市の総合計画と、新市建設計画の整合性のところの御質問がございまして、両市の市長が答えておりましたけれども、実はこの新市建設計画というのは、多分これが私どもにとりまして、非常に大きな責任になるわけなんですけれども、それぞれが持っております総合計画に上乘せをするようなものではなくて、これが地方自治法上で言いますところの関係する両市、つまり私ども委員が立てますこの法定計画というのは、非常に、言葉としてはですよ、拘束力を持つというふうなことになるものでして、そんなに軽々に扱えるものではないだろうというふうに思うんです。

そういう点では、今、松浦委員はおっしゃいましたけれども、この新市建設計画の基本方針、ここのところの部分をつきちり議論をすることが、その部会の審議に入りたいということをお急ぐのはよくわかるのですが、それは期限的な問題ではなくて、ここの基本線がありませんと、結局5つに分かれた部会審議が、また合併協の議論と行ったり来たりせざるを得ないというふうに思うんです。

それともう1つは、自治省なり県の意向ということなのですが、この法定計画が、その事前協議の段階で、県と相談しながらやるわけですね。そういうふうなことの中では、より決定された建設計画というのが、法的な拘束力を市民に対して持つと。そのことを私たちが決定をしていく、お示しをすることになるので、私は少々難儀な議論になるかもしれないけれども、ここのところは基本的考え方のところを議論をさせていただいて、そして部会に入ったときには、かえってその審議の方が、非常に1つの筋道の中でできるわけですので、これをそれぞれ5分割されて、その難儀な議論を部会の中でやってくださいと。

多分第1部会と第3部会の方向性が違ってきたりしますと、非常にこれまた、また元に戻るといことになりまして、わずかあと何分かの議論の中でこのことを詰めることは、

大変なので、間延びをするようではあるかもしれないけれども、これはきっちり議論をする機会を設けていただいて、部会審議に入っていただくと。そうでないと新年になりますと、両方の議会とも、私ども議員の委員は当初の議会、予算議会を抱えておりまして、ほとんどこのことに時間的には拘束をされることになりますので、ぜひそういう御配慮をしていただきたいというふうに思います。

議長 佐野委員さんの御意見はございましたが、先ほど鈴木委員さんから、部会設置についての希望をとったらどうだと、こういった提言もございました。これまでの協議の中でも、大体新市の建設計画をつくっていくこと、きょうの議論の中でも、確認事項等についての御協議をいただきましたが、そういう中で、部会設置の方向などについては、皆さん頭の中に入れて御協議をしていただいているような感じもいたしております。したがって、部会の希望については、これをこの会議の終わった後、一応参考にとらせていただくということにさせていただきたいと。

それから先ほど松浦委員さんから、協議をもっとスピーディーに進めるようにというふうなお話がありまして、これは申しわけないように思いますが、やはりこの協議が大事なところに差しかかっているような気もいたしております。そして、これはスケジュールどおり、なかなか時間を切って、何をいつまでに決めて、賛成多数とかなんとかでやってしまうというようなことでなくて、できるだけ協議を尽くしていくようなこともありまして、予定どおり進まないという部分もこれはあるというふうに思いますが、やはりそれはそれだけみんなで一生懸命協議をして、一步一步ということでお考えをいただけないものかなというふうに、私自身は思っていますので、きょうはこの程度にとどめて、次回に譲らせていただきたいと、このように思います。